

あいづわかまつこどもプラン (後期行動計画)

～ 安心して子どもを産み育て、子育ちを応援 ～



会津若松市

は じ め に

本市では、子育てしやすいまちづくりを目指すとともに、明日を担う子どもたちが、健康で一人ひとりの個性や能力を發揮し、夢や希望の実現に向け、いきいきと育ってほしいとの思いから、市民の皆様とともに、子育て支援及び子どもの育ちへの支援に取り組んでまいりました。

この度の次世代育成支援対策推進法による後期行動計画の策定にあたりまして、小学生以下のお子さんの保護者を対象にアンケート調査を行ったところ、子育てには、経済的な負担や精神的・肉体的負担が大きいこと、仕事と子育ての両立が難しいこと、家事育児への父親の協力が得られないことなどを理由に、希望する人数の子どもを持てないと答えた方が半数以上もいらっしゃいました。

本市では、こうした子育て世代のみなさんの負担感を緩和し、個々の希望がかなえられるよう、社会全体で子育てを支えるための意識づくりや、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりが急務であると認識したところであります。

近年、保護者の養育不安や児童虐待が大きな社会問題となっております。従いまして、本計画においては、新たな取り組みとして「乳児家庭全戸訪問事業」や「養育支援訪問事業」を実施することにより、早期に子育ての情報提供や養育環境等の把握を行い、適切な子育て支援を行うことで、それらの問題の解消に積極的に取り組んでまいります。

国においては、平成22年1月、子育て支援の総合的な姿と将来の目標値などを定めた「子ども・子育てビジョン」が示されました。

今後は、このような国の動向を踏まえながら、「みんなで育み、笑顔が満ちあふれた子どもが育つあいづわかまつ」をつくるために、国や県をはじめ、市民の皆様、企業や関係機関・団体の皆様と連携を図りながら、計画の推進に努めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見やご提言をいただきました会津若松市次世代育成支援対策地域協議会の皆様をはじめ、計画策定にご協力いただきました関係各位に心から感謝を申し上げます。

平成22年3月

会津若松市長 菅家一郎



【 目 次 】

第1章 計画の基本的な考え方

1	これまでの取り組みと経過	3
2	少子化の要因と影響	6
3	計画の基本的な考え方と位置付け	10
4	計画の期間	10

第2章 基本構想

1	基本理念	13
2	基本目標	13
3	目標事業量	14
4	施策体系	15

第3章 基本施策

基本目標I 子育てをみんなで支えるまち

基本施策1 みんなで子育てを支援する環境づくりの推進

(1)	子育て意識の醸成	19
(2)	市民参加の子育て支援	21
(3)	子育て支援施設を拠点とした子育て支援	23

基本目標II 子どもを安心して産み・育てることができるまち

基本施策1 妊産婦や子どもの健康の確保

(1)	出産に関する情報の充実	25
(2)	妊婦、乳幼児健康診査の充実	25
(3)	乳幼児育児支援の充実	26
(4)	救急医療体制の充実	26
(5)	食育の推進	27

基本施策2 子育て家庭への各種サービスの充実

(1)	子育て家庭へのわかりやすい情報の提供	28
(2)	子育て家庭への相談の充実・家庭の教育力の向上	29
(3)	保育サービスの充実	30
(4)	放課後児童健全育成事業の充実	32

基本施策3 子育てしやすい生活環境などの整備	
(1) 安心して外出できる環境の整備	33
(2) 子育てしやすい居住環境の整備	34
(3) 子どもの遊び場の整備	34
基本施策4 職業生活と家庭生活との両立の支援	
(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し	36
(2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備	38
基本施策5 子育て家庭への経済的支援	
(1) 教育費や養育費などにかかる支援の充実	40
基本施策6 援助を必要とする子どもや家庭への支援	
(1) 子どもの虐待防止の強化	42
(2) ひとり親家庭への支援	42
(3) 障がいのある子どもや家庭への支援	44
 基本目標Ⅲ 子どもがいきいきと育つまち	
基本施策1 次代の親の育成	
(1) 幼児とふれあう機会の提供	46
(2) 思春期における健康教育の推進	46
基本施策2 心豊かな子どもを育む活動の充実	
(1) 子どもに関する情報の充実	47
(2) 心豊かな子どもを育む体験活動等の実施	47
(3) 外国や他市との交流活動の推進	50
基本施策3 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備	
(1) 学校の教育環境の整備	51
(2) 保育所・幼稚園と小学校間の連携の推進	52
基本施策4 子どもの安全の確保	
(1) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	53
(2) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	55
基本施策5 子どもの悩みに対応する相談支援体制の充実	
(1) 子どもの悩みに対する相談の充実	56

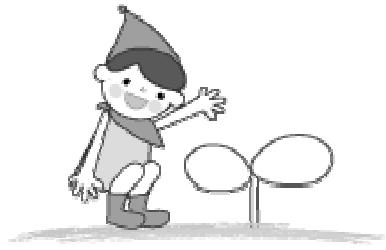
第4章 計画の推進

1	計画の実現に向けた各主体の役割	59
2	今後の推進にあたって	60
(1)	計画の推進体制	60
(2)	計画の進行管理	60
3	計画の評価指標	61

資料編

計画策定までの経過	65
会津若松市次世代育成支援対策地域協議会出席者一覧	66
会津若松市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱	67
会津若松市次世代育成支援行動計画検討会議設置要綱	68

第1章



計画の基本的な考え方

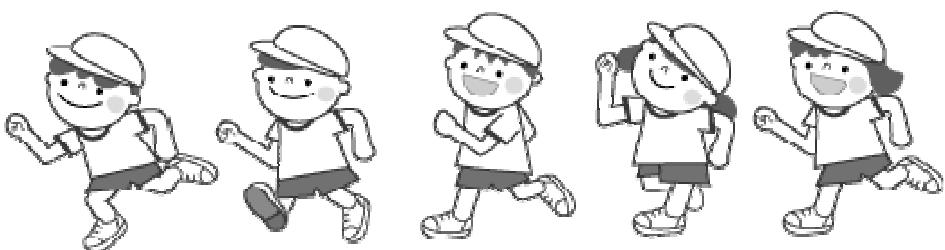
1 これまでの取り組みと経過

本市では、平成15年2月に「あいづわかまつこどもプラン」を策定し、「みんなで育み、笑顔が満ちあふれた子どもが育つあいづわかまつ」を基本理念に掲げ、家庭・地域・企業そして行政が連携して子育てに取り組むための総合的・計画的な施策の方向性を示すとともに各種施策に取り組んで参りました。

一方、国においては、平成15年7月に、10年間の時限立法である「次世代育成支援対策推進法」が制定され、行政、地域、そして企業が一体となり、総合的かつ集中的な次世代育成支援のための対策を行うために、地方公共団体及び従業員数が300人以上の企業に行動計画の策定が義務付けられました。

本市におきましても、同法に基づく市町村行動計画の前期計画として、平成17年3月に、「あいづわかまつこどもプラン」を会津若松市次世代育成支援行動計画として改訂し、保育サービスの充実をはじめ、乳幼児医療費の窓口無料化など様々な施策に取り組んで参りました。

この度、前期計画（平成17年度～平成21年度）の計画期間が終了することから、市民の実態と意向及び社会情勢の変化を踏まえながら前期計画を見直し、後期計画を策定するものです。



《前期計画の達成状況》

○数値目標を設定した事業

具体的な施策	実績 H16 年度	目標 H21 年度	実績 H20 年度	達成状況	担当課
通常保育	17 か所	17 か所	20 か所	117.7%	児童家庭課
延長保育	17 か所	17 か所	18 か所	105.9%	児童家庭課
一時保育	12 か所	12 か所	12 か所	100%	児童家庭課
休日保育	1 か所	1 か所	1 か所	100%	児童家庭課
乳児保育	17 か所	17 か所	18 か所	105.9%	児童家庭課
特定保育	未実施	4 か所	4 か所	100%	児童家庭課
病後児保育	1 か所	1 か所	1 か所	100%	児童家庭課
こどもクラブ (放課後児童クラブ)	15 か所	16 か所	17 か所	106.3%	児童家庭課
障がい児保育	受入可能保育所 17 か所	受入可能保育 所 17 か所	受入可能保育所 20 か所	117.7%	児童家庭課
地域子育て支援セ ンターの実施	14 か所	17 か所 (全保育所)	15 か所 (20 か所中)	75.0% (全保育所中)	児童家庭課
保育所地域活動事 業	15 か所	17 か所	14 か所	82.4%	児童家庭課
休日緊急医情報 メール配信	登録 130 件	登録 300 件	登録 527 件	175.7%	健康増進課
妊婦一般健康診査	受診率 妊娠前期 97.8% 妊娠後期 85.9%	受診率 各 98%	受診率 妊娠前期 96.0% 妊娠後期 93.4%	98.0% 95.3%	健康増進課
先天性股関節脱臼 等検診	受診率 94.3%	受診率 96%	受診率 96.9%	100.9%	健康増進課
4 か月児健康診査	受診率 96.5%	受診率 98%	受診率 96.2%	98.2%	健康増進課
9~10 か月児健康 診査	受診率 83.6%	受診率 85%	受診率 89.4%	105.2%	健康増進課
1 歳 6 か月児健康 診査	受診率 94.4%	受診率 96%	受診率 95.9%	99.9%	健康増進課
3 歳児健康診査	受診率 94.2%	受診率 96%	受診率 95.3%	99.3%	健康増進課

具体的施策	実績 H16 年度	目標 H21 年度	実績 H20 年度	達成状況	担当課
民生児童委員協議会	月 1 回	月 1 回	月 1 回	100%	社会福祉課
あいづわくわく学園	年 1 回	年 1 回	年 1 回	100%	高齢福祉課
花と緑のふれあい活動	年 1 回	年 1 回	—	平成 19 年度で終了	高齢福祉課
思春期保健学習会の開催	小中学校 3 校	小中学校 10 校	20 回	平成 20 年度で終了	健康増進課

※H16 年度の実績欄の受診率は、平成 15 年度実績数値を記載

○新規に取り組んだ事業

具体的施策	実績 H20 年度	担当課
子育てわいわいトーク事業	平成 17 年度から実施（平成 20 年度で終了） H20 年度：参加者 6 名	健康増進課
子育て体験事業の実施	平成 17 年度から実施 H20 年度：要望なし	健康増進課
学校評価の実施	平成 17 年度から実施	学校教育課
子育て相互援助活動への支援	平成 17 年度から「ファミリー・サポート・あいづ」の設立支援を行い、平成 18 年 10 月に活動を開始した。 H20 年度：会員数 197 名 活動件数 1, 304 件	児童家庭課
関係機関の連携・ネットワークづくり（こどもクラブ、学校、市の連携）	平成 17 年度より実施 H20 年度：各小学校 年 2 回	児童家庭課
「児童の権利に関する条約」の普及	平成 19 年度より広報・啓発を実施	児童家庭課
放課後子ども教室の実施	平成 19 年度より実施 H20 年度：7 教室	生涯学習課

2 少子化の要因と影響

わが国では、2005年（平成17年）には、初めて総人口が減少に転じるとともに、合計特殊出生率が1.26と、ともに過去最低を記録するという予想以上の少子化の進行が見られました。

その後2006年（平成18年）には、合計特殊出生率が1.32と、出生数とともに回復したものの、依然として長期的に人口が安定的に維持される水準といわれている2.07～2.08を大きく下回る状況が続いています。

少子化の要因といわれている婚姻の状況について見ると、2005年（平成17年）の生涯未婚率を1975年（昭和50年）と比較すると、この30年間に、男性は、2.12%から15.96%の約7.5倍、女性は、4.32%から7.25%の約1.7倍と、経済状況の悪化や雇用不安、結婚により女性のキャリアが継続しにくうことなどから未婚化が進行しています。

また、平均初婚年齢は、2007年（平成19年）で、夫が30.1歳、妻が28.3歳と上昇傾向を続けており、それに伴う晩産化の傾向が表れています。高年齢になると出産を控える傾向にあることや、仕事と子育ての両立の困難さ、家事育児に対する性別役割分担意識、経済的な負担感などから希望する子どもの数を持てない家庭が増加していることがもうひとつの大きな要因として指摘されています。

国の調査によると約9割の人が結婚を希望し、希望する子どもの数も2人以上となっていることから、希望する結婚や出産が可能となる対策が求められています。

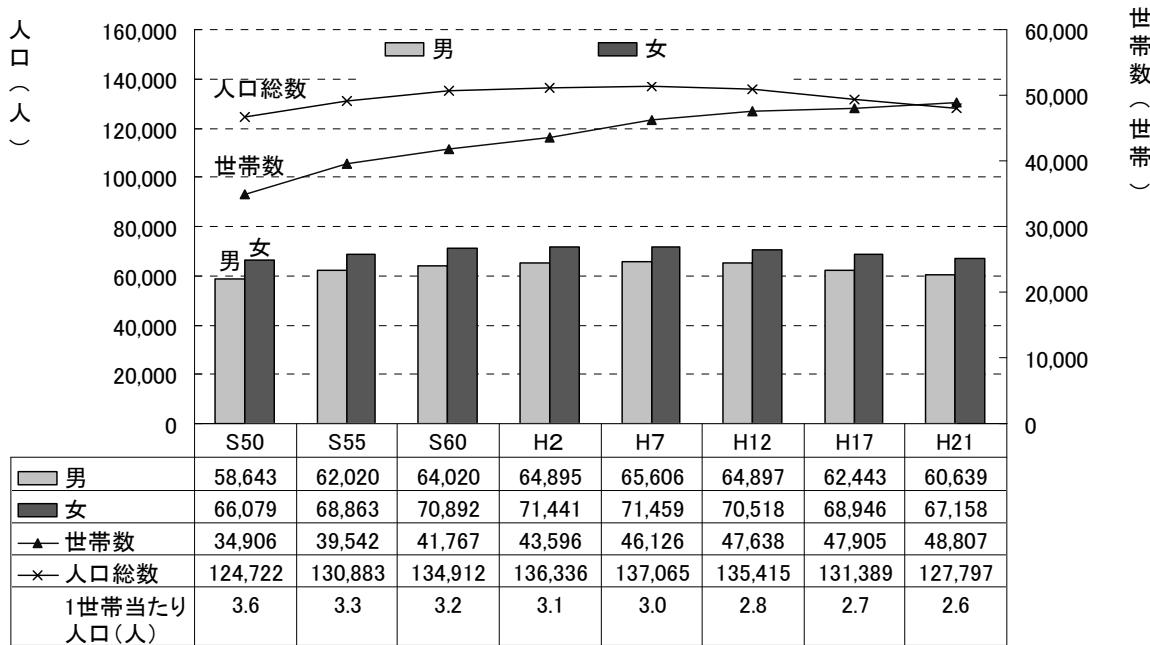
人口減少社会は、単純な人口規模の減少ではなく、高齢者数の増加と生産年齢人口（15～64歳）の減少という「人口構造の変化」を伴うものであり、経済成長にマイナスの影響を及ぼす可能性があることや、年金や医療、介護費の増大により社会保障制度を支える現役世代の負担増など、わが国の経済社会に大きな影響を与えることが懸念されています。

また、地域から子どもの数が少なくなることで、地域の活力が失われるとともに子どもの育ちへの影響も心配されています。

《会津若松市の少子化の現状》

○会津若松市の世帯数及び人口の推移

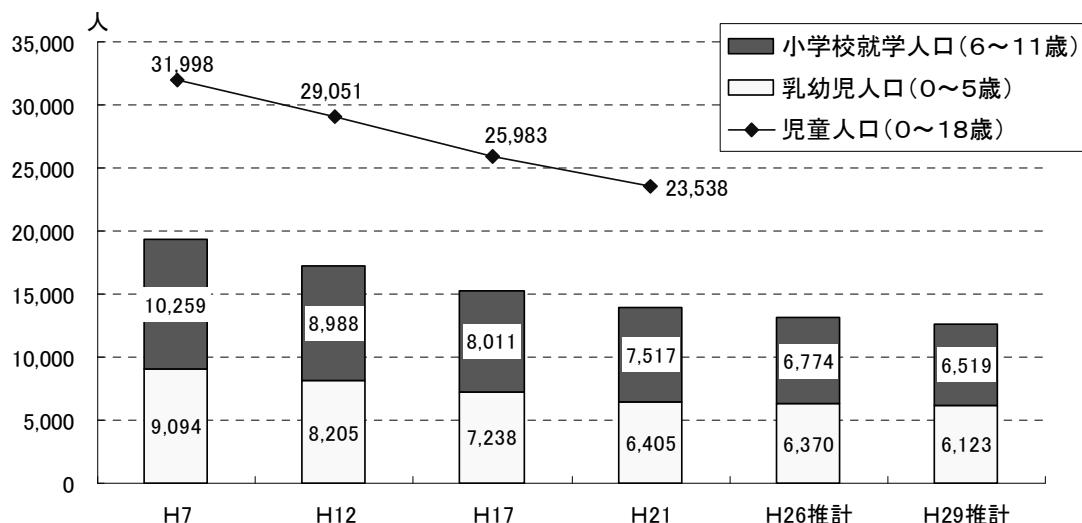
国勢調査によると、人口は、平成7年を頂点に減少を続けています。一方、世帯数は毎年増加し、平成21年10月には、1世帯あたりの人口が、2.6人となっています。



資料：国勢調査、H21は福島県現住人口調査（各年10月1日現在／すべて合併後の領域で集計）

○会津若松市の児童人口の推移

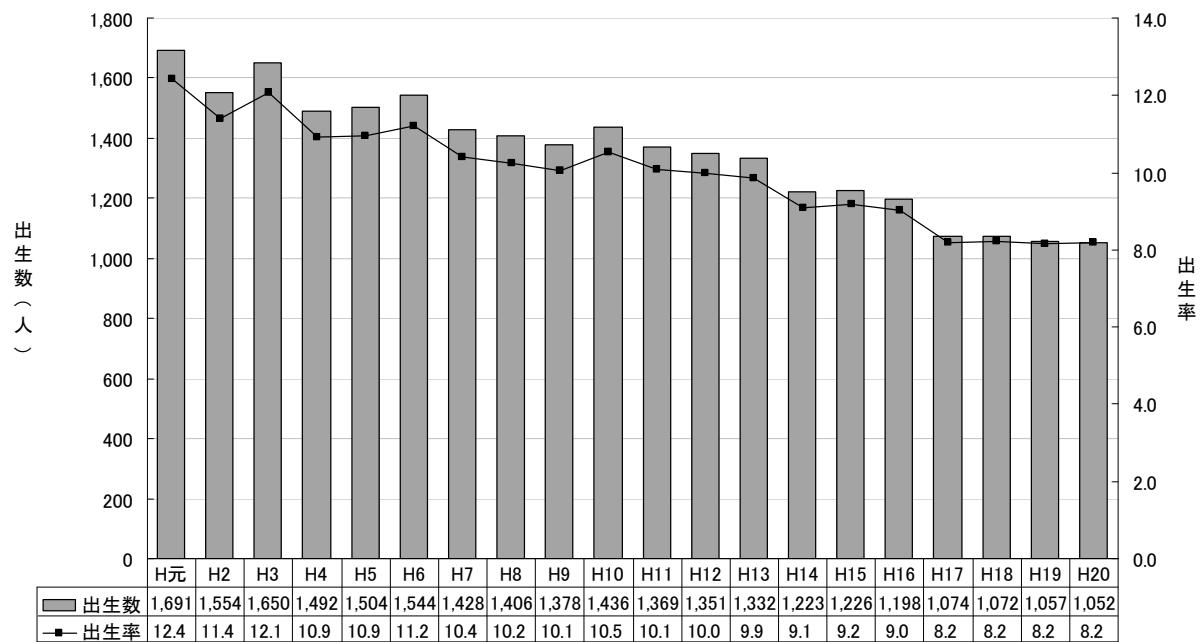
児童人口は、減少を続けています。小学生までの人口は、平成29年には平成7年の約3分の2になると推計されます。



資料：国勢調査、H21は住民基本台帳による年齢別人口調べ（各年10月1日現在／すべて合併後の領域で集計）、推計は市

○会津若松市の出生数の推移

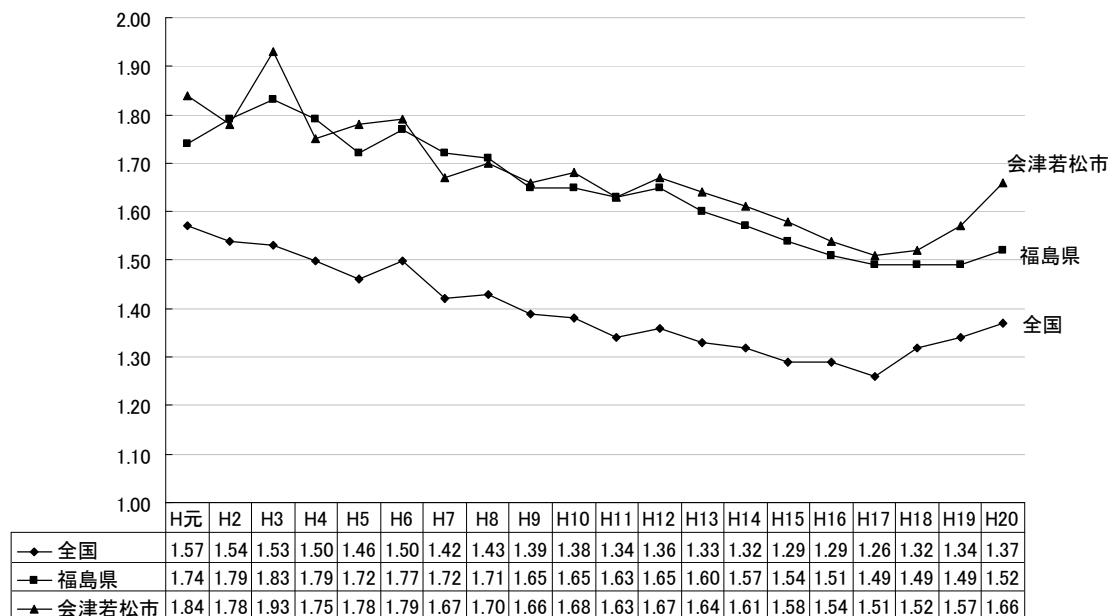
出生数は減少を続け、20年間で3分の2以下になっています。



資料：国勢調査、福島県現住人口調査（「出生率」とは、人口 1,000 人あたりに占める出生数の割合、すべて合併後の領域で集計）

○合計特殊出生率の推移

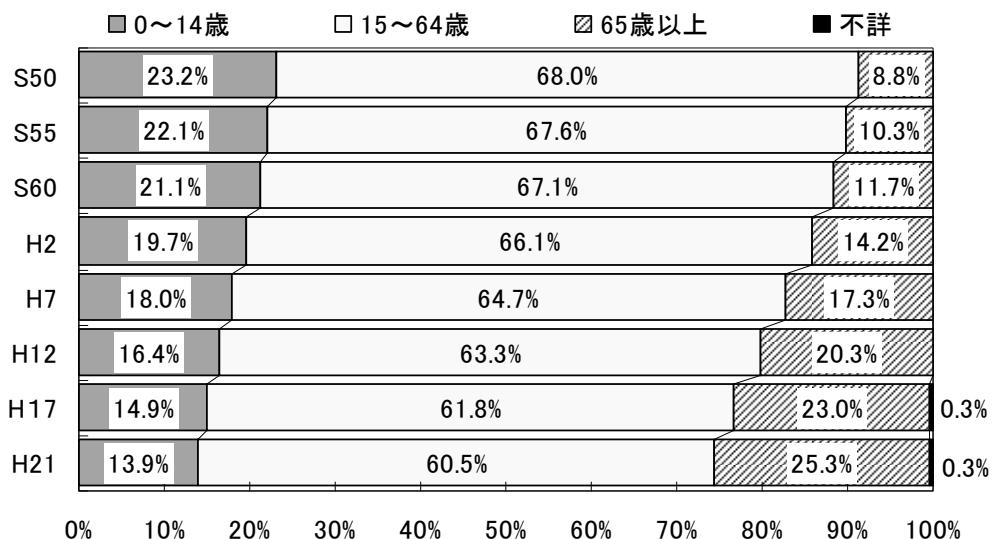
本市の合計特殊出生率（女性が一生の間に産む子どもの平均人数）は、全国、福島県と比べると高くなっています。平成17年を最低に上昇傾向にあります。



資料：福島県人口動態の概況（すべて合併後の領域で集計）

○会津若松市の年齢3区分別人口の推移

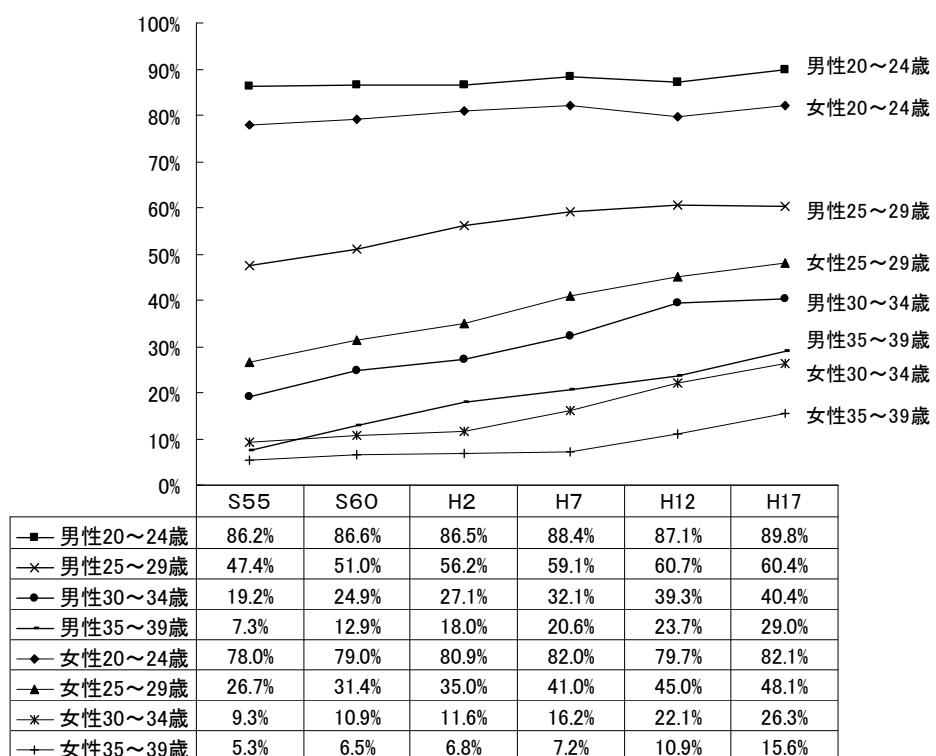
平成21年の年少人口（0～14歳）の割合は、13.9%となっており、昭和50年と比較すると約9.3ポイント減少しています。



資料：国勢調査、H21は福島県現住人口調査（各年10月1日現在／すべて合併後の領域で集計）

○会津若松市の未婚率の推移

昭和55年と平成17年の「35歳から39歳の未婚率」を比較すると、男性が約4倍、女性が約3倍になっています。



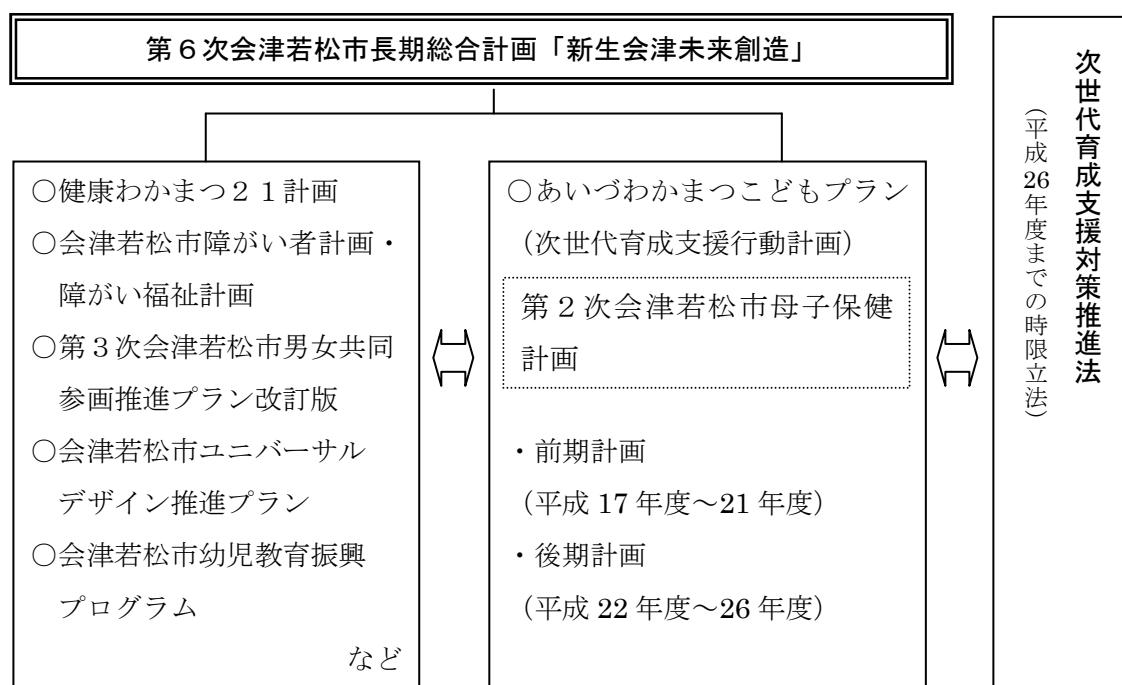
資料：国勢調査（各年10月1日／平成12年より合併後の領域で集計）

3 計画の基本的な考え方と位置付け

この計画は、行政、地域、企業が協力し、子育てを社会全体で支え、安心して子どもを産み育てることができる環境を整えるとともに、さらに親自身もそして子ども自身も育ちやすい環境をつくるための地域づくりや社会づくりを計画的に推進していく方向性を示すものです。

さらに、この計画は、本市における次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく市町村行動計画であるとともに、第6次会津若松市長期総合計画「新生会津未来創造」を上位計画として、「政策の柱1 福祉健康 健やかで思いやりのあるまち」のうち「子育てがしやすいまちをつくる」ための具体的な施策の内容や方向性を示すものです。

また、「第2次会津若松市母子保健計画」を包括し、「健康わかまつ21計画」、「会津若松市障がい者計画・障がい福祉計画」、「第3次会津若松市男女共同参画推進プラン改訂版」、「会津若松市ユニバーサルデザイン推進プラン」、「会津若松市幼児教育振興プログラム」など市の各種個別計画等との整合性を図りながら推進します。

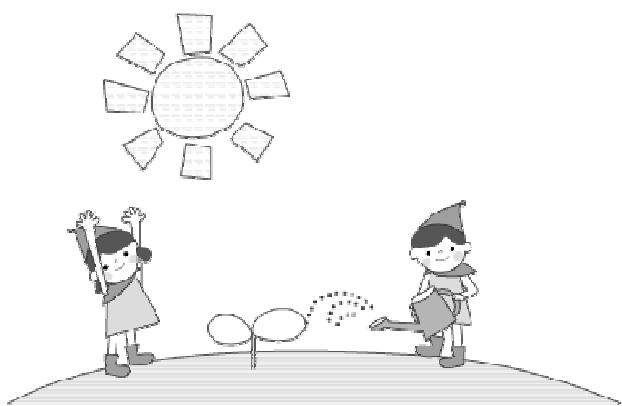


4 計画の期間

この計画は、前期計画（平成17年度から平成21年度までの5年間）に引き続き、平成22年度から平成26年度までの5年間を計画期間とします。

第2章

基 本 構 想



1 基本理念

みんなで育み、笑顔が満ちあふれた子どもが育つあいづわかまつ

子育ては、父母その他の保護者が第一義的責任を持つものです。同時に子育ては次代の担い手を育成する営みであることから、子育て家庭が安心と喜びを持って子育てができるよう、企業や地域社会を含めた社会全体で支援していく責任があります。

また、子どもは、地域の宝です。すべての子どもが健やかに育つためには、地域みんなで子どもの育ちを支えていくことが必要です。子育て世代の夫婦を始め、若い人々が子育てに希望を見出し、子育てに喜びを感じることで、「このまちでなら夢のある子育てができる、希望に満ちた子どもが育つことができる」という気持ちにつながり、魅力あふれるまちづくりができると考えます。

子どもから高齢者まで笑顔があふれた活気のあるまちにするため、「みんなで育み、笑顔が満ちあふれた子どもが育つあいづわかまつ」を築き上げることを目指します。

2 基本目標

基本目標Ⅰ 子育てをみんなで支えるまち

子どもの幸せを第一に考え、子どもの権利が最大限に尊重されるよう配慮するとともに、男女が協力して子育てをする意識づくりや、社会全体で子育てを支える意識づくりに取り組みます。

また、市民参加による子育て支援や、子育て支援施設を拠点とした地域における子育て支援を推進します。

基本目標Ⅱ 子どもを安心して産み・育てることができるまち

母性並びに子どもの健康の確保に努めるとともに、子育てと社会参加を両立できるよう、多様な子育てニーズに対応した保育サービスの実施など、子どもを産みやすく育てやすいまちづくりを推進します。

また、出産や子育てにおける精神的・身体的・経済的不安感を解消し、市民のみなさんが希望する人数の子どもを産み育てることができる環境が整備されたまちを目指します。

基本目標Ⅲ 子どもがいきいきと育つまち

子どもたちが健康であり、一人ひとりの個性が尊重されるまちづくりを推進します。そのためには、次代の担い手である子どもが、さまざまな体験を通して、自分自身でその道を切り開いていくよう環境づくりに努めます。

また、地域全体で子どもを犯罪や交通事故から守る取り組みを進めます。

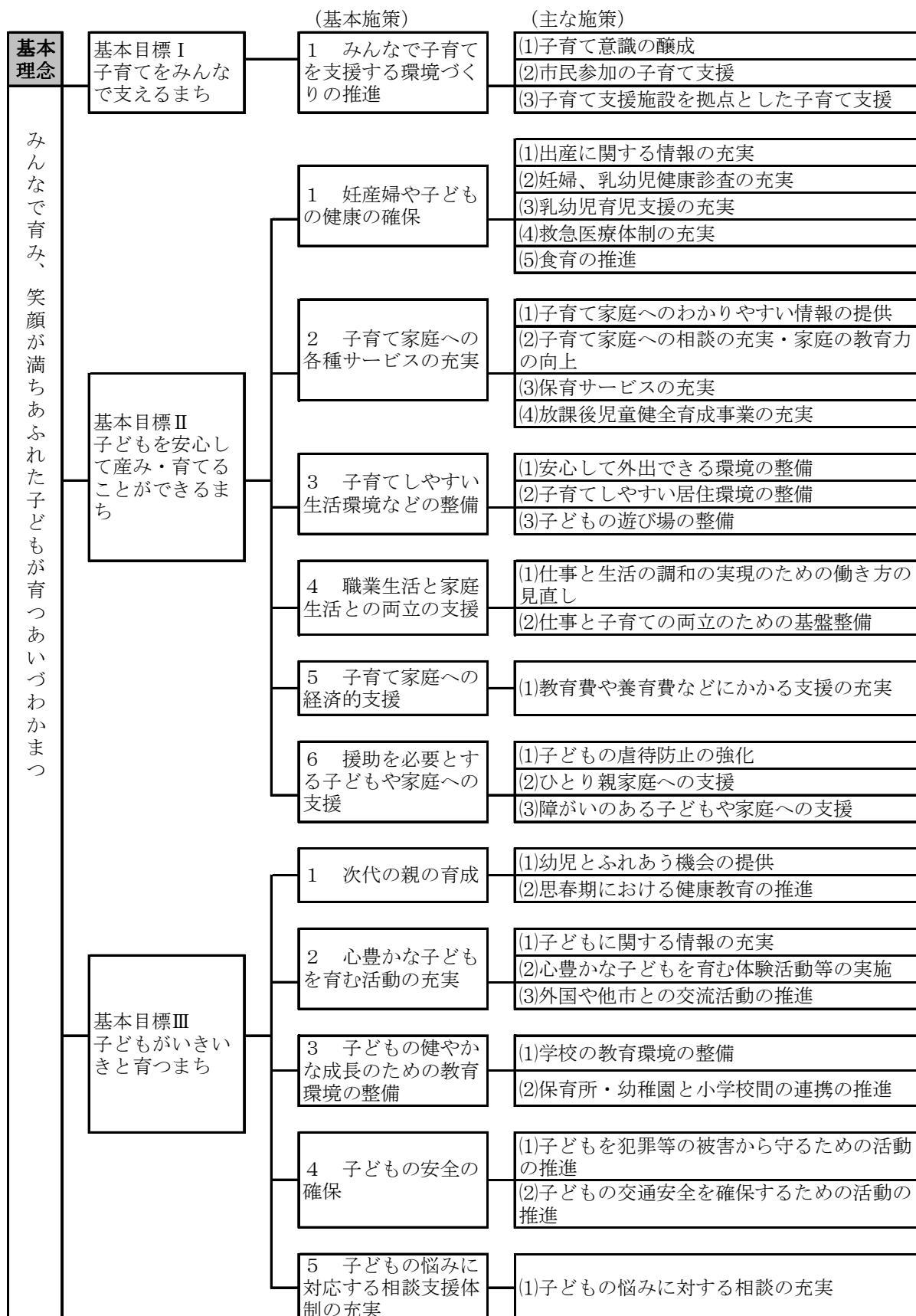
3 目標事業量

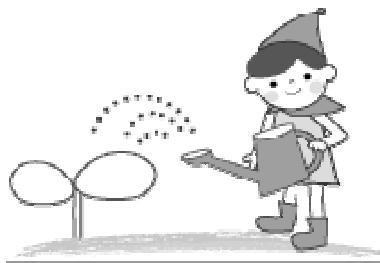
「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成21年1月に小学生までの保護者を対象に実施したニーズ調査の結果を踏まえ、保育サービス等の目標値を下記のとおり設定し、達成に努めます。

No.	事業名	区分	H21	H26
			実施予定	目標事業量
1	認可保育所	3歳未満	966人	1,220人
		3歳以上	1,082人	1,050人
2	保育6サービス（※1）	3歳以上	1,475人	1,790人
3	特定保育事業		4か所	4か所
4	延長保育事業		18か所	18か所
5	休日保育事業		1か所	1か所
6	病児・病後児保育事業		1か所	1か所
7	一時預かり事業	保育所型	12か所	12か所
8	放課後健全育成事業		17か所	24か所
9	地域子育て支援拠点事業		15か所	15か所
10	ファミリー・サポート・センター事業		1か所	1か所

※1 保育6サービス：認可保育+家庭的保育事業+事業所内保育+認証・認定保育
+その他の保育+幼稚園の預かり保育

4 施策体系





第3章

基 本 施 策

基本目標 I 子育てをみんなで支えるまち

基本施策 1 みんなで子育てを支援する環境づくりの推進

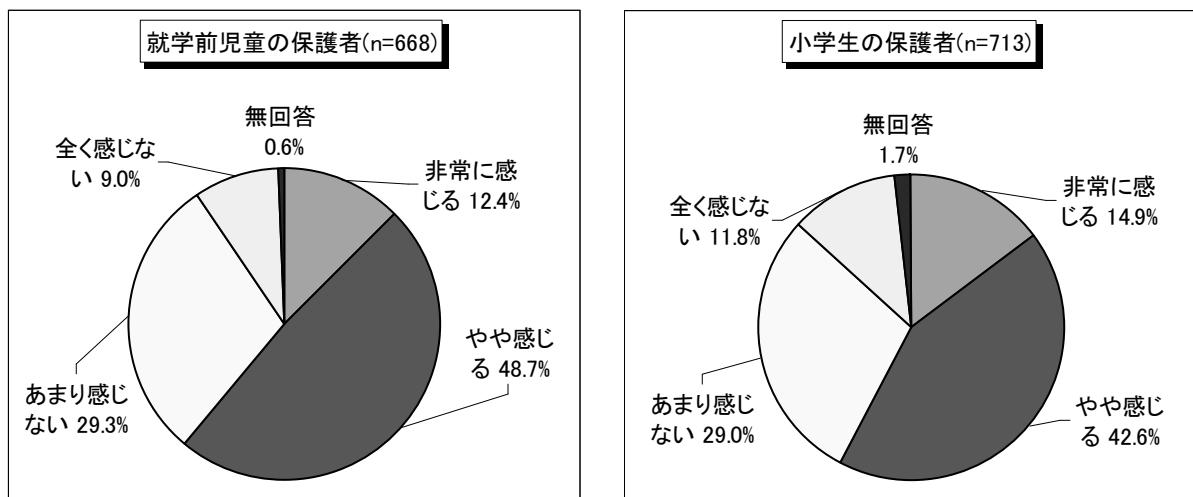
(1) 子育て意識の醸成

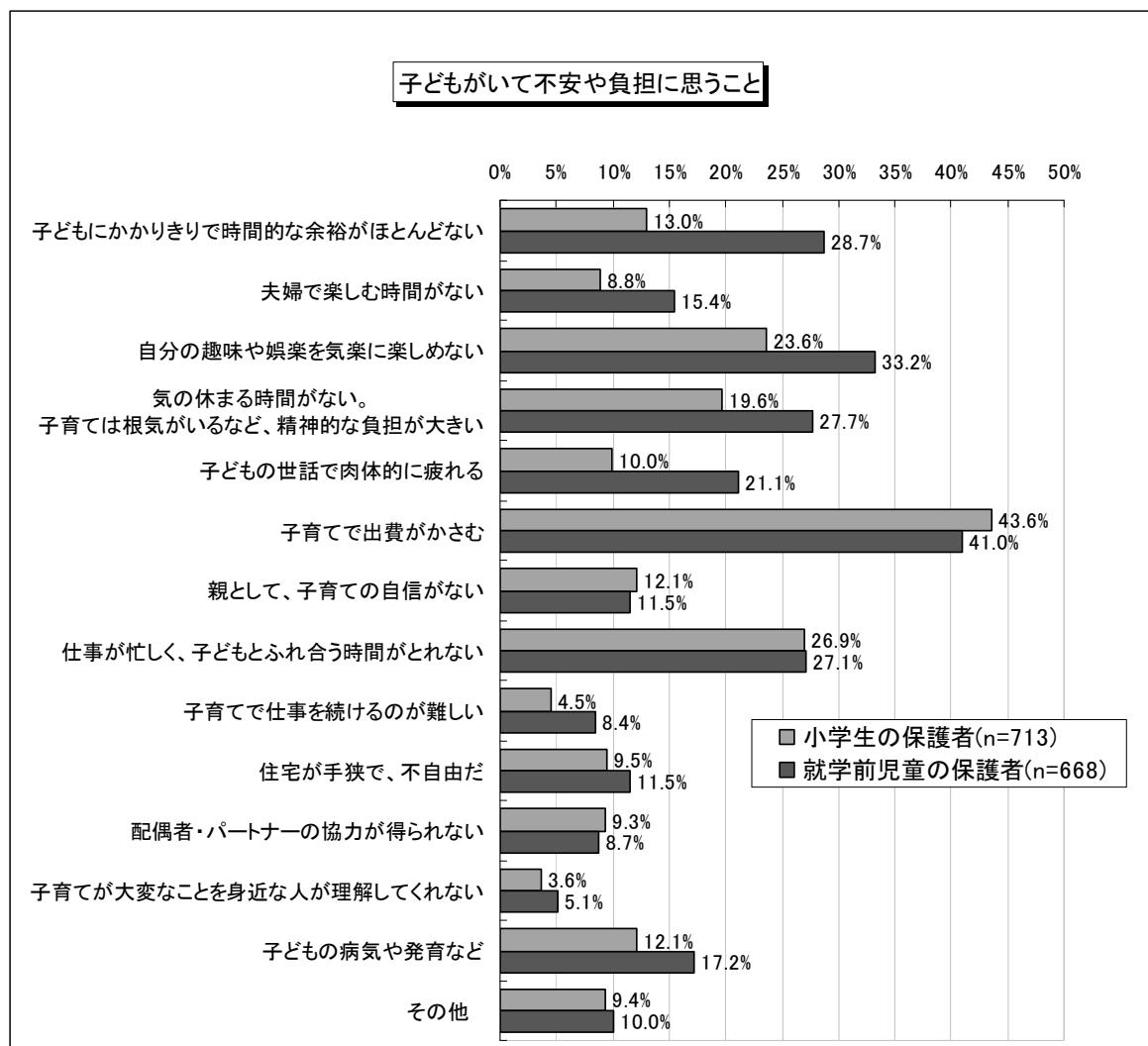
核家族化の進展や地域との関係の希薄化とともに、依然として子育ては女性の仕事であるという固定的な性別役割分担意識も根強く残っています。

このような環境が、子育ての孤立化を引き起こし、子育てに対する不安感・負担感を高め、児童虐待の増加にもつながっています。

子どもの健やかな成長のために、男女がともに子育ての責任を果たしつつ、子育ての喜びを感じ、分かち合うことができるよう協力して子育てをする意識を高めるとともに、市民一人ひとりが子どもと子育て家庭を支える地域社会の一員としての認識に立ち、地域みんなで子育てを支える意識づくりを推進します。

《子育てに不安感や負担感を感じるか（市民ニーズ調査より）》





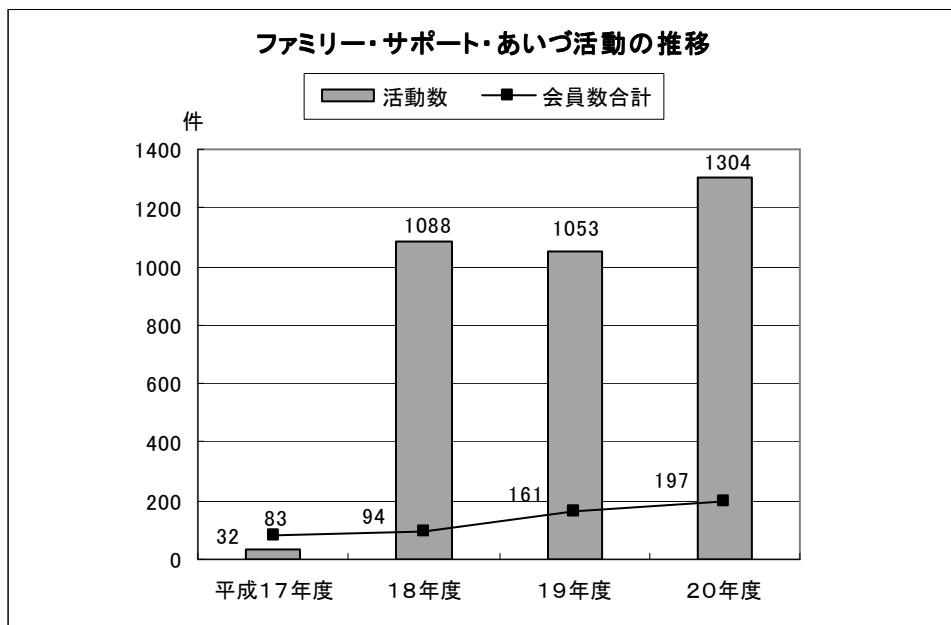
取り組み	内容	現状	目標	担当課
男女共同参画推進事業	「男は仕事、女は家事・育児」という固定的な役割分担意識を解消し、家族を構成する男女が相互に協力し、社会支援を受けながら、子育てする意識を一層育てます。	継続	継続	企画調整課
ユニバーサルデザイン推進事業	会津若松市ユニバーサルデザイン推進プランにおける31の重点事業を実施し、ユニバーサルデザインの考え方に基づき子育てしやすい環境への意識づくりを推進します。	継続	継続	企画調整課
子どもの権利を尊重する意識づくり	「児童の権利に関する条約」の普及をはじめ、子どもの権利を尊重する意識の啓発を図ります。	継続	継続	児童家庭課

(2) 市民参加の子育て支援

子育てに関しての第一義的責任は、その保護者にありますが、子どもは地域の「宝」でもあります。

地域の中で安心して子育てができ、子どもが健全に育つことができるよう地域みんなで子育てを支える様々な活動をさらに推進していきます。

取り組み	内容	現状	目標	担当課
青少年の心を育てる市民行動プラン事業	青少年の健全育成の柱となる市民共通の行動指針「青少年の心を育てる市民行動プラン “あいづっこ宣言”」の周知の徹底を図るとともに、「朝のあいさつおはよう運動」や「あいづっこ仕事（お手伝い）」「あいづっこ宣言表彰制度」等の実践活動を行ないます。	継続	継続	生涯学習課
民生児童委員協議会	児童の健全な育成を図るため、民生児童委員が橋渡しとなり、学校と地域、保護者の連携を推進し、必要な情報収集・提供及び支援を行います。 また、各地域の民生児童委員が、それぞれの持つ情報交換を行い、活動の資質向上及び連携を強化するため、民生児童委員協議会理事会や地区定例会を開催し、情報の共有化や連携のさらなる強化を図ります。	民生児童委員会協議会開催回数 12回	12回	社会福祉課
ファミリー・サポート・センター事業	子育ての支援を受けることを希望する人と援助を行なうことを希望する人の連絡や調整等を行う民間の子育て相互援助活動に対し、さらに多様なニーズに応じた活動を行うことができるよう支援の充実を図ります。	利用者数 1,304人	1,800人	児童家庭課
地域組織活動育成補助事業	児童館を拠点として、親子の交流行事や家庭養育の研修、地域行事などを行い、地域の中で児童の健全育成を進めている地域組織（母親クラブ）の活動を支援します。	3団体	3団体	児童家庭課
各種子育て支援サービスの場としての空き店舗の活用	子育て支援機関や団体等がサービスを提供する場として空き店舗の活用を検討している場合、その情報の提供に努めます。	継続	継続	商工課



《ファミリー・サポート・あいづ会員数の推移》

単位：人

	平成17年度	18年度	19年度	20年度
サポート会員	21	34	55	57
お願い会員	19	58	91	118
両方会員	0	2	2	4
賛助会員	43	0	13	18
合計	83	94	161	197

保護者の意見（ニーズ調査より）

- 2人目の子どもを授かった時は、子育て支援サービスの存在を知り、ファミリー・サポートや病後児保育のサービスを利用して仕事を続けることができました。とても感謝しています。
- 0～2才までは、すぐに熱をだす事が多いので、保育園お迎え後すぐに預けられるようなサポートを検討してほしいです。

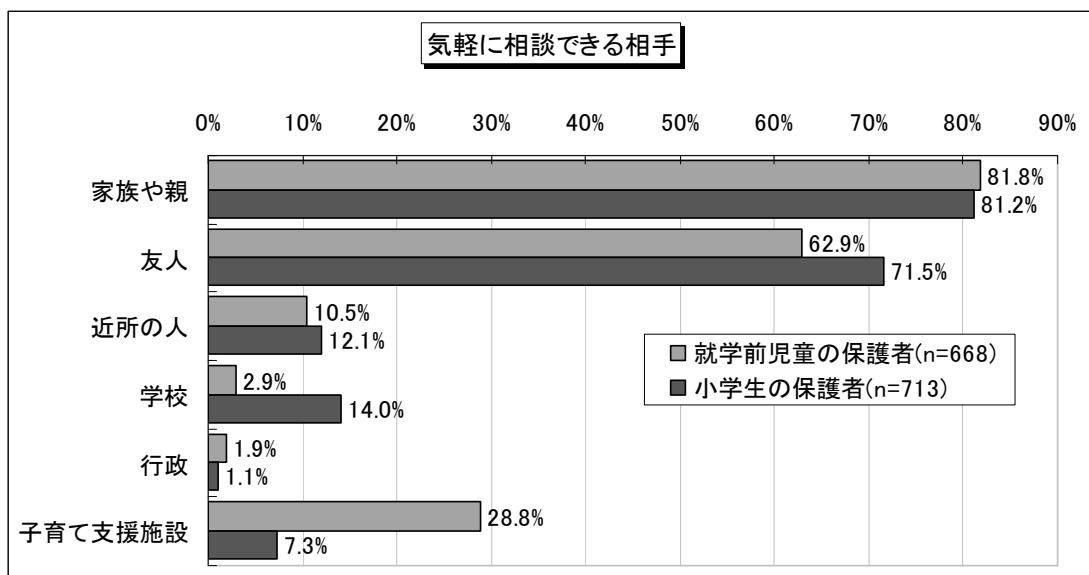
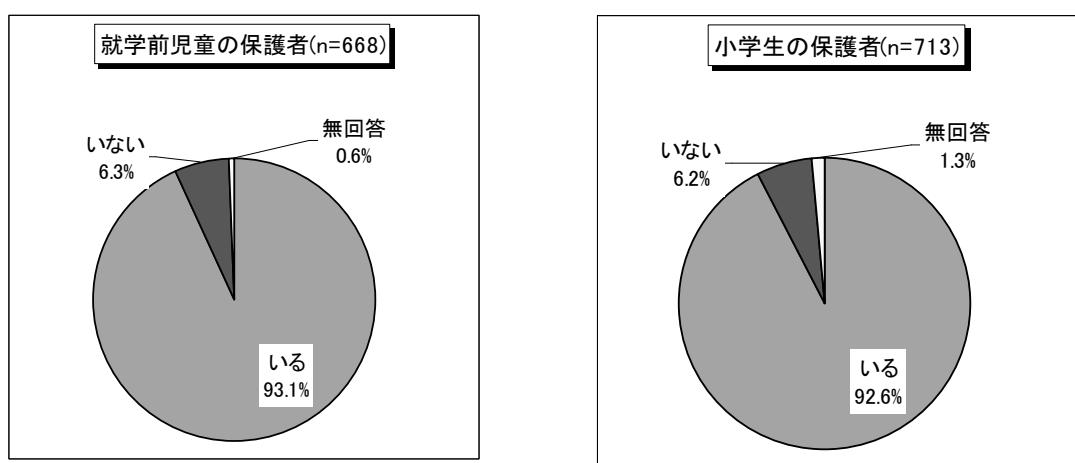


(3) 子育て支援施設を拠点とした子育て支援

核家族化の進行や、地域との関わりあいの希薄化により子育て家庭の孤立化が進み、子育てに対する不安感や負担感が増しています。身近な地域における子育て支援の拠点として、保育所・幼稚園・児童館での子育て支援対策を推進します。

また、子育て支援施設を拠点として活動している子育てサークルの活動の支援を行いながら、各サークルのネットワークづくりを推進し、子育てに関するニーズの把握や相互交流を積極的に行うことで、子育て中の保護者やその子どもの仲間づくりを支援します。

《身近な相談相手がいるか（市民ニーズ調査より）》



取り組み	内容	現状	目標	担当課
地域子育て支援センターの実施	子育てについて、地域が一体となって支援する体制を整備するため、豊富なノウハウを蓄積する保育所が育児相談やサークル活動への支援、保育所を開放した遊びの実施等を通して、地域の中の拠点として子育て支援を行います。	15か所	15か所	児童家庭課
認定こども園における子育て支援機能の充実	幼児教育・保育や子育て支援機能を総合的に提供します。	継続	拡大	児童家庭課
幼稚園における地域の子育て支援センター機能の充実	幼児教育施設の機能を生かし、広く地域に開放しながら、地域の人々と交流できる場を提供し、子育て支援が受けられる体制づくりをすすめます。	継続	継続	学校教育課
児童館事業	こどもクラブ事業や子どもの自由来館事業による児童の健全育成に努め、さらには、子どもを中心とした地域の子育て支援の拠点施設として、母親クラブを始め地域の人々と協力しさまざまな活動を行います。	利用者数 10,806 人	14,300 人	児童家庭課
幼児クラブ事業	1歳以上から就学前児の親子のふれあいや交流を目的とし、自主的な集団活動の支援や楽しく遊ぶための指導をします。	利用者数 2,493 人	3,700 人	児童家庭課
子育てネットワークづくり	地域の子育て家庭の支援を推進するため、保育所や児童館などを拠点とする、子育てサークルの活動支援や情報提供、さらにサークル間の連携などのネットワークづくり、サークル合同での事業（サークル合同運動会等）を支援します。	継続	継続	児童家庭課

子どもの意見

- 児童館の遊具を増やしてほしいです。
- 竹馬競争や昔の遊びなどをしてみたいです。



【基本目標Ⅱ】 子どもを安心して産み・育てることができるまち

【基本施策1】 妊産婦や子どもの健康の確保

（1）出産に関する情報の充実

妊娠中を安心して過ごし、生まれてくる子どもが元気に育つよう、母子健康手帳交付時に保健師・栄養士による保健指導および保健・福祉サービスの情報提供を行うとともに、個人の望む妊娠・出産ができるように、各医療機関との連携をとりながら、地域の産科病院・医院の妊娠・出産に対する情報提供を行います。

取り組み	内容	現状	目標	担当課
安全な妊娠、出産への支援事業	母子健康手帳の交付と妊婦の健康相談を行い、安心、安全に出産が迎えられるよう情報の提供を行います。	継続	継続	健康増進課

（2）妊婦、乳幼児健康診査の充実

妊婦一般健康診査の助成や乳幼児健康診査の充実により、異常の早期発見・未然防止、保護者への適切なアドバイスを行うとともに、育児不安が解消できるよう支援します。

また、不慮の事故を未然に防止するための啓発に取り組みます。

取り組み	内容	現状	目標	担当課
妊婦一般健康診査助成	妊婦健康診査を県医師会に委託し、全妊婦に対し14回の公費負担（助成）を行います。また、県外等で受けた妊婦健診に対し申請行為により助成を行います。	前期受診率 96% 後期受診率 93%	100% 100%	健康増進課
乳幼児健康診査事業	健診を行うことにより、乳幼児の障がいや疾病を早期に発見し、健やかに成長できるよう支援します。 また、4か月児健康診査時に「子育てアンケート」を実施し、育児の悩みや不安が軽減できるよう適切な支援を行うとともに、子どもの事故予防について、健診の問診項目に内容を盛り込み継続的に注意喚起を呼びかけていきます。	集団検診受診率 96%	97%	健康増進課

(3) 乳幼児育児支援の充実

乳児家庭の全戸訪問により、個々のニーズに応じた子育てに関する情報の提供や育児支援を行うことで、早期に養育上の問題の改善と不安の軽減を図り、乳幼児の健やかな発育・発達を支援します。

また、他の親子との交流や個別相談等を通し、子育ての不安や悩みを軽減し、子育てに自信が持てるよう支援します。

取り組み	内容	現状	目標	担当課
育児支援事業	育児支援事業を実施し、子育てに関する適切な情報の提供及び相談等を行い、育児不安の軽減を図り、自分の子育てに自信が持てるよう支援します。	継続	継続	健康増進課
乳児家庭全戸訪問事業	原則としてすべての乳児のいる家庭を訪問し、子育ての情報提供、養育環境の把握等を行い適切なサービスが受けられるよう支援します。	未実施	実施率100%	健康増進課

(4) 救急医療体制の充実

いつでも安心して医療を受けられることは、子育て中の親にとっては、極めて重要なことです。

休日や夜間でも医療が受けられるように、夜間急病センターを運営するとともに、会津若松医師会・会津若松歯科医師会と各医療機関の協力のもとに、在宅当番医制事業を実施します。

取り組み	内容	現状	目標	担当課
小児の救急医療体制	年中無休で、18：30～22：30（受付）まで小児を診察できる医師を配置し、日曜・休日の昼間は、4科（小児科・内科系・外科系・歯科）の当番制により診療体制を確保します。なお、これらの情報は市政だよりやメール配信サービス等で提供します。	継続	継続	健康増進課

(5) 食育の推進

乳幼児期から、望ましい食習慣を身につけ心身の成長を促し、食を通した豊かな人間性の形成を図るため、地域との連携を図り、発達段階に応じた食育の取り組みを進めます。

取り組み	内容	現状	目標	担当課
栄養改善事業	乳幼児健康診査や教室等において母子栄養指導や相談等を行い、6月の食育月間に合わせて「食とからだの週間」を設け広く周知・啓発を図ります。 また、地域で食育を推進する人材を養成していきます。	継続	継続	健康増進課
地産地消運動の推進	地元で生産されたものを地元で消費する地産地消事業の推進として、学校給食における地元食材の提供に向けて取組みます。また、事業者や生産者と連携して地産地消運動に取り組みます。	継続	継続	農政課 学校教育課
保育所における食育の推進	児童の健全な心身の発達と望ましい食習慣の形成を目的に保護者も含めて、保育所において年間の食育計画のもと、各年齢に応じた指導と保育実践を行います。	継続	継続	児童家庭課
幼稚園における食育の推進	幼稚園教育要領を踏まえ、地域の実態、園の実情等に応じて、食の楽しさや大切さなどを教えます。	継続	継続	学校教育課
各学校における食育の推進	「食育全体計画」等をもとに、全ての教育活動に渡って系統的・計画的な食育の推進を図ります。	継続	継続	学校教育課



地産地消推進ロゴマーク
「あいちゃん」

基本施策2 子育て家庭への各種サービスの充実

(1) 子育て家庭へのわかりやすい情報の提供

母子健康手帳交付時における事業一覧の配布を始め、市政だよりや市のホームページによる広報、パンフレットなどの配布により、広く子育て支援の情報を提供します。

さらに、地域子育て支援センターにおいて、個々のニーズに応じた情報の提供ができるよう取り組みを進めます。

取り組み	内容	現状	目標	担当課
中央保育所子育て支援センター事業	子育て支援サービスや子育てサークルに関する情報を集約し、広く子育て中の市民に情報提供を行うとともに、育児相談や個々のニーズに応じた情報提供を行います。また、市内各子育て支援センターの担当者向け研修等を実施し、市内各子育て支援センターのサービスの充実に取り組みます。	継続	拡大	児童家庭課
福祉マップの活用	子育て中の市民がまちに出かける際に、事前にまちなかの施設や公共交通機関のバリアフリー情報を把握できるように、福祉マップを市民センター、交通機関等市民の身近なところへ設置します。	継続	継続	社会福祉課

地域協議会での意見

利用できる制度がどれなのか、どれを選ぶとどういうメリットがあるのか、より自分の必要な支援にぴったりする支援を選ぶためにはどこに何を聞けばよいのか等を総合的に案内する必要があります。



市民の意見（ニーズ調査より）

子育て支援サービスがこんなにあるとは知りませんでした。周知徹底と、内容拡充が大事だと思います。いろんな立場の人たちと、型にはまらない自由な発想で未来を見つめることができる子どもたちを育てていけたら良いと思います。

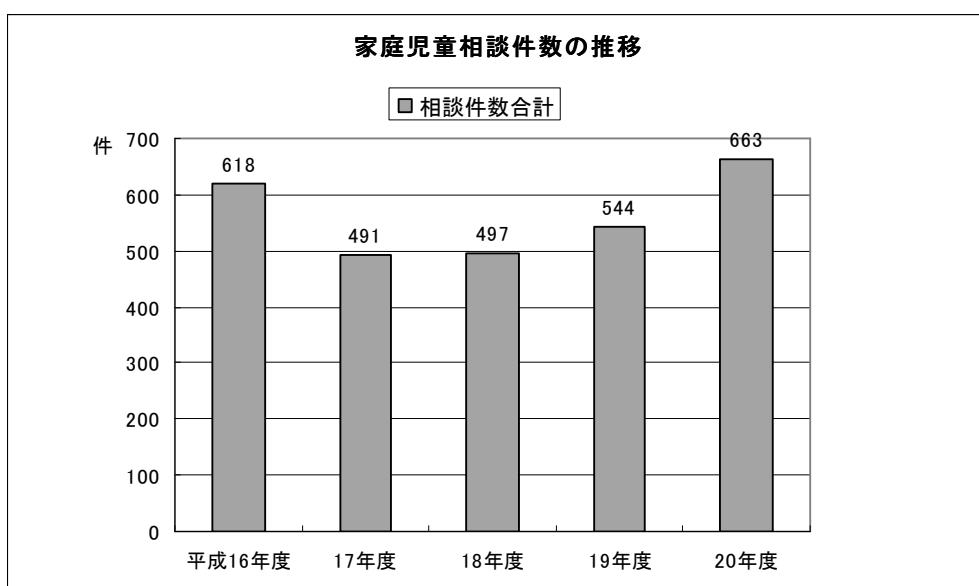


(2) 子育て家庭への相談の充実・家庭の教育力の向上

専門の相談員を配置し、家庭における人間関係や児童の養育などの問題について相談を受け、助言や指導を行います。

また、核家族化や地域のつながりの希薄化により家庭の教育力の低下が指摘されていることから、各種講座を開催するなど、家庭の教育力の向上に努めます。

取り組み	内容	現状	目標	担当課
家庭児童相談室運営事業	家庭における子どもに関係したさまざまな問題について、専門の相談員が対応し、助言・指導を行います。	継続	継続	児童家庭課
就学時健診を活用した家庭教育講座	就学前の子どもを持つ保護者に家庭教育講座を実施し、子育てを支援します。	継続	継続	生涯学習課
思春期保健学習会の実施	保護者からの要望に応じ健康教育等を通し、性の大切さや性についての正しい知識の普及を図ります。また、学校での性教育の取組みを支援します。	継続	継続	健康増進課
子育て学習支援事業	乳幼児をもつ保護者グループからの依頼により、社会教育指導員などが出かけて行き、悩みを聞きアドバイスなどを行うことで家庭の教育力の向上を図ります。	継続	継続	生涯学習課
生涯学習出前講座の充実	市民の団体等が主催する学習会等に、市職員等が講師として伺い、子育て家庭の教育力の向上を図ります。	継続	継続	生涯学習課 児童家庭課 学校教育課 健康増進課

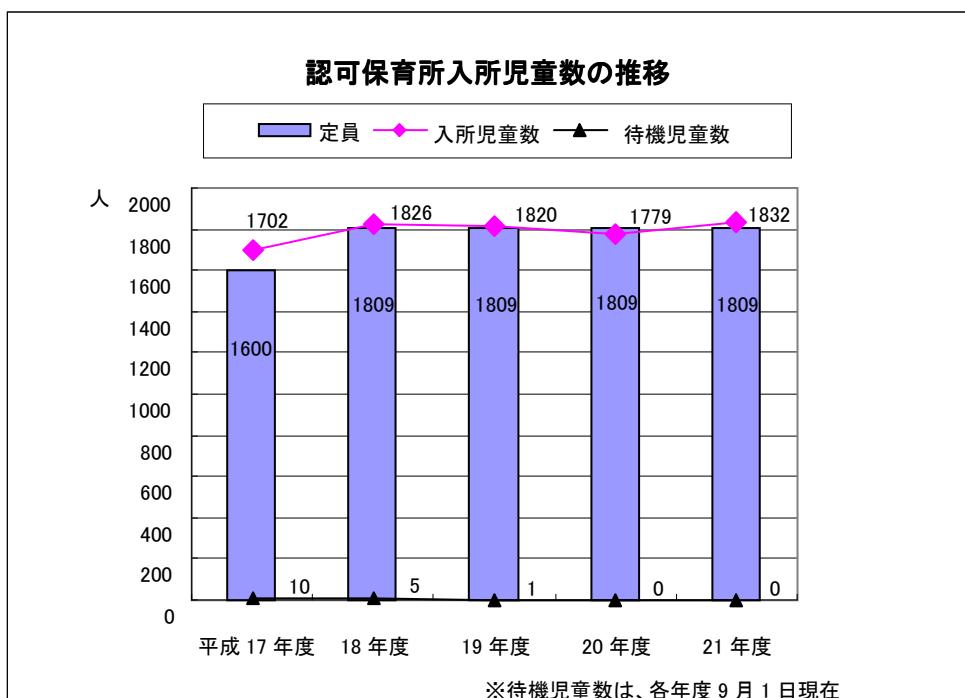


(3) 保育サービスの充実

多様な就労形態や地域の保育ニーズに対応するため、保育所、幼稚園、認定こども園などで、細かな保育サービスに努めます。

取り組み	内容	現状	目標	担当課
通常保育	保護者の労働や疾病などにより保育に欠ける児童に対し、保育所において保育を行います。	2,048 人	2,270 人	児童家庭課
延長保育	就労形態の多様化や通勤時間など、保護者の就労形態に応じた保育時間の延長に対する需要に対応するため、通常の保育時間（11時間）を延長し、保育を行います。	18か所	18か所	児童家庭課
一時保育 (一時預かり)	冠婚葬祭、保護者の傷病、入院などにより、緊急・一時的に保育を必要とする児童を保育所において保育を行います。	12か所	12か所	児童家庭課
休日保育	日曜・休日の保護者の勤務などによる保育ニーズへの対応を図るため、日曜・休日において保育を行います。	1か所	1か所	児童家庭課
乳児保育	就労形態の変化や女性の就労の増加に対応するため、生後3か月（中央保育所においては生後8週）から保育を行います。	18か所	18か所	児童家庭課
特定保育	親の就労形態の多様化に伴う子どもの保育需要の変化に対応するため、週2～3日程度、または午前か午後のみ必要に応じて保育所において保育を行います。	4か所	4か所	児童家庭課
民間保育所施設整備事業	民間保育所の施設設備を充実させることにより、保育水準の向上と待機児童の解消を図るため、社会福祉法人が経営する保育所の施設建設や設備整備事業に要する経費を補助します。	継続	継続	児童家庭課
へき地保育所運営事業	湊地区における子育て支援の拠点として、湊しらとり保育園の運営管理の充実に努めます。	利用者数 40人	40人	児童家庭課
認定こども園	幼児教育・保育や子育て支援の機能を総合的に提供し、潜在的な待機児童の解消や適切な規模の子ども集団を保ち、子どもの育ちの場を確保し、質の高い幼児教育・保育の充実を図ります。	継続	拡大	児童家庭課

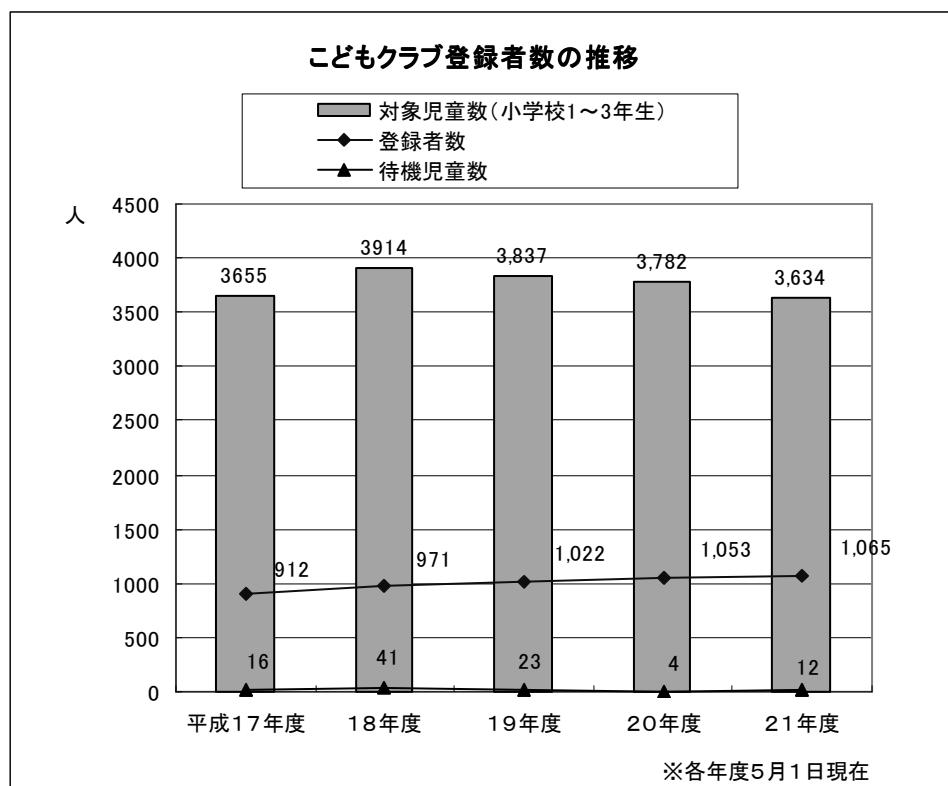
取り組み	内容	現状	目標	担当課
認可外保育施設補助金	認可外保育施設に入所する児童の安全・衛生・健康における管理や保育の質の確保および向上を図るため、支援します。	継続	継続	児童家庭課
病後児保育事業（乳幼児健康支援一時預かり事業）	病気回復期のため集団保育が困難で、日中保護者が家庭で保育することができない児童を、病院に付設された専用スペースにおいて一時的に預かり、保育を行います。	1か所	1か所	児童家庭課
幼稚園預かり保育推進事業	就業する保護者などからの、保育時間延長のニーズに対応するため、幼稚園において預かり保育を推進します。	継続	継続	学校教育課
会津若松市保育士会補助金	きめ細かな保育と幼児教育の充実を図るため、相互研修や保育参観などに対して、その活動を補助します。	継続	継続	児童家庭課



(4) 放課後児童健全育成事業の充実

共働き家庭の増加に伴い、ますます需要が高まることが予想されることから、待機児童の解消を始め、さらなる環境整備に努めます。

取り組み	内容	現状	目標	担当課
児童健全育成事業	保護者が居間家庭にいない小学校低学年児童を対象に、授業の終了後に児童館などをを利用して、放課後児童指導員を配置し適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。	17か所	24か所	児童家庭課
こどもクラブ関係者連絡会議	保護者が居間家庭にいない小学校低学年児童の個々に応じた適正かつ健全な育成を図るため、こどもクラブや学校をはじめとした関係者間の連携を強化します。	実施回数 年2回	年2回	児童家庭課



基本施策3 子育てしやすい生活環境などの整備

(1) 安心して外出できる環境の整備

安心して子どもを生み育てるためには、子育てしやすい環境が必要です。ユニバーサルデザインに配慮した公共施設や歩道などの整備を図ります。

取り組み	内容	現状	目標	担当課
利用しやすい公共・公益施設の整備	ユニバーサルデザインの視点で子育て世帯が安心して利用できる施設の整備に取り組みます。	継続	継続	総務課 関係各課
道路のバリアフリー化	すべての人が安心して外出できるよう、会津若松市交通バリアフリー基本構想を踏まえ、段差の解消、歩道の拡幅等のバリアフリー化を推進します。	継続	継続	道路建設課
安全な道路交通環境の整備	会津若松市交通バリアフリー基本構想を踏まえ、駅、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路の移動等円滑化を推進します。また、事故が多発しているエリアについて、道路管理者と公安委員会が一体となって歩道整備、信号機の改良等を行うことによって歩行者および自転車の安全を確保し、交通事故の削減を目指します。	継続	継続	道路建設課
道路照明灯の設置	歩行者・自転車利用者が夜間も安全かつ安心して道路を利用できるよう、会津若松市交通バリアフリー基本構想に基づく道路特定事業計画における特定経路の路線について、歩道幅員が3.5m以上の区間にについて道路照明灯の設置を検討します。	継続	継続	道路建設課

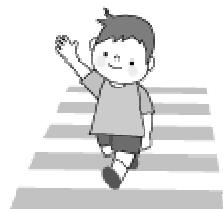
保護者の意見（ニーズ調査より）

- 市役所、公民館等の窓口にベビーベッドがありません。
- 子どもが外で遊べる環境を整えてください。公園など、歩道がでこぼこしていたりして、ベビーカーを押して歩くのが困難です。バスもベビーカーを持って子どもを抱いて乗るのは、一人では大変です。気軽に出来かけられるようになる事を望みます。



子どもの意見

学校へ行くときに、道路の側溝や水路に落ちそうでこわいです。



(2) 子育てしやすい居住環境の整備

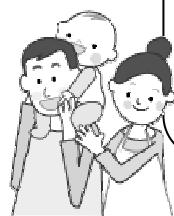
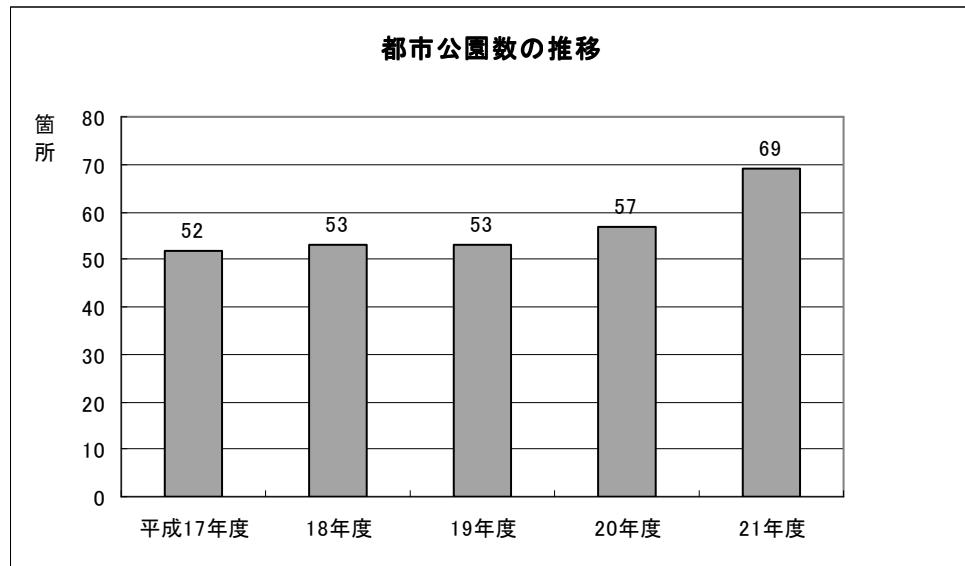
公営住宅を良好かつ適切な状態で供給するため、日常の維持管理に努めるとともに、子育て家庭が、ゆとりある生活を営むことができるよう、中堅所得者層のファミリー向けに良質な住宅を比較的低廉な家賃で供給していきます。

取り組み	内容	現状	目標	担当課
公営住宅の維持管理事業	公営住宅の維持管理を適切に行い、良好な居住環境の確保を図ります。	継続	継続	建築課
特定優良賃貸住宅供給促進事業	中堅所得者等の居住の用に供する優良な公的賃貸住宅の供給を促進し、ファミリー借家世帯等の居住水準の向上を図ります。	継続	継続	建築課

(3) 子どもの遊び場の整備

子どもたちが安心して遊べる広場、施設の整備に努めます。

取り組み	内容	現状	目標	担当課
児童遊園施設管理事業	児童遊園の維持管理を通して、児童に健全な遊び場を与え、児童の健康の増進と豊かな情操の育成を図ります。	1か所	1か所	児童家庭課
一般公園管理事業 扇町地区画整理区域内公園整備事業	子どもが安心して遊べる公園・緑地の整備を進めるとともに、既存の公園・緑地についても、バリアフリー化などのリニューアルについて検討します。	都市公園数 69か所	83か所	花と緑の課
一般公園管理事業 公園施設長寿命化事業	公園内に死角となるような場所が発生しないよう、樹木の枝払い等の管理を行います。また、遊具等の公園施設について、適切な補修や更新を行うことにより、長寿命化を図り、安全、安心な公園の維持に努めます。	継続	継続	花と緑の課
会津総合運動公園整備事業	会津地方のスポーツ・レクリエーションの中心的施設として、野球場、体育館、テニスコートなど、地域のスポーツ環境の整備を進めており、今後は未整備で残る最後の運動施設である、陸上競技場の整備を進めます。	供用率 75.3%	100%	花と緑の課



保護者の意見（ニーズ調査より）

- ボール遊びもできるような、のびのびと遊べる公園がほしいです。
- 休日に子どもを連れて行く所が少ないので、体育館など屋内で子どもが走りまわって遊べるところを希望します。

子どもの意見

- 公園の遊具を増やしてほしいです。壊れているものはなおしてほしいです。
- 中学生以上が楽しく遊べる場所をつくってほしいです。



基本施策4 職業生活と家庭生活との両立の支援

(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のための働き方の見直し

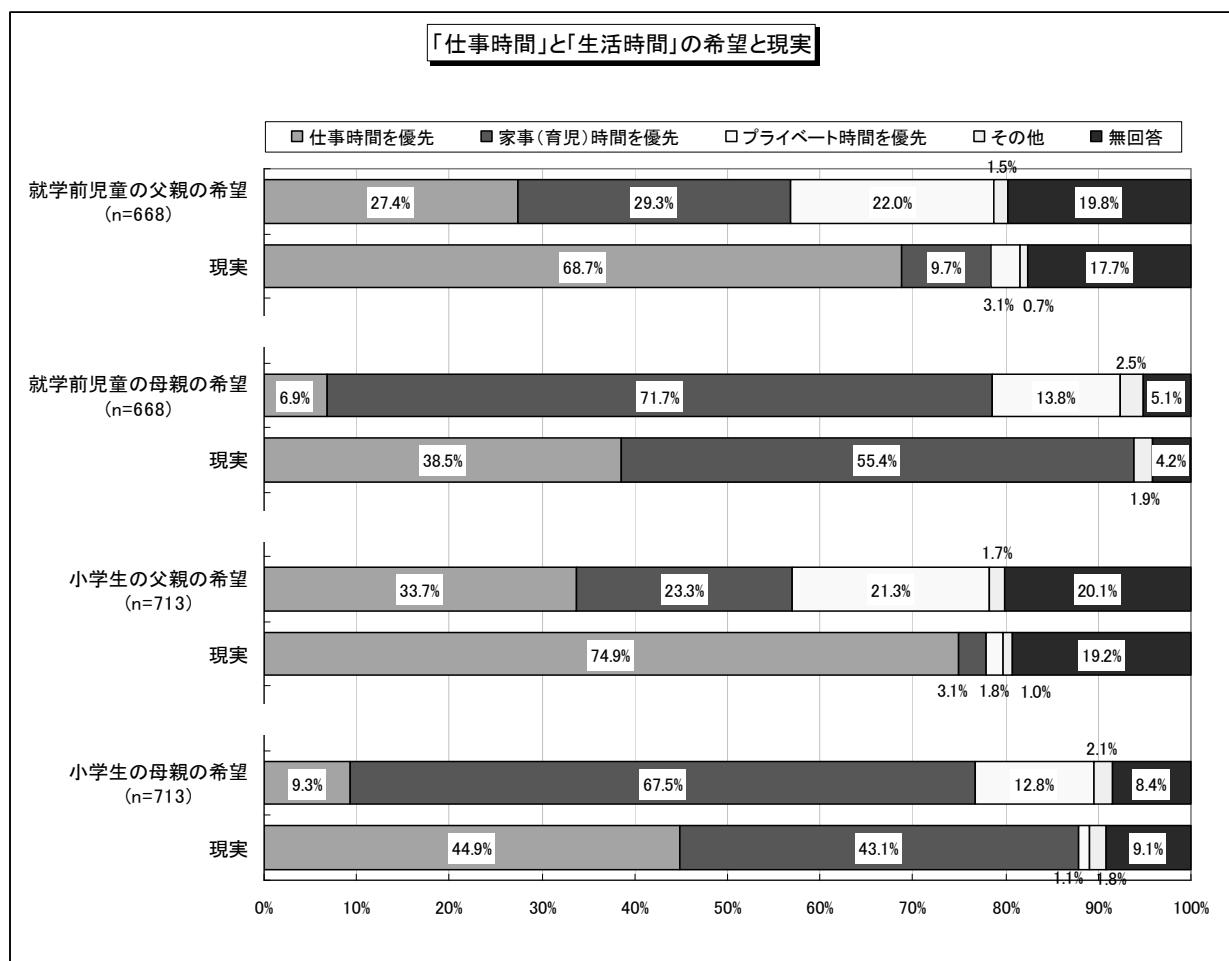
女性の社会進出が進み、結婚や子育てと仕事の両立を望む女性が多くなり、共働き家庭が専業主婦(夫)家庭を上回る現状にあります。

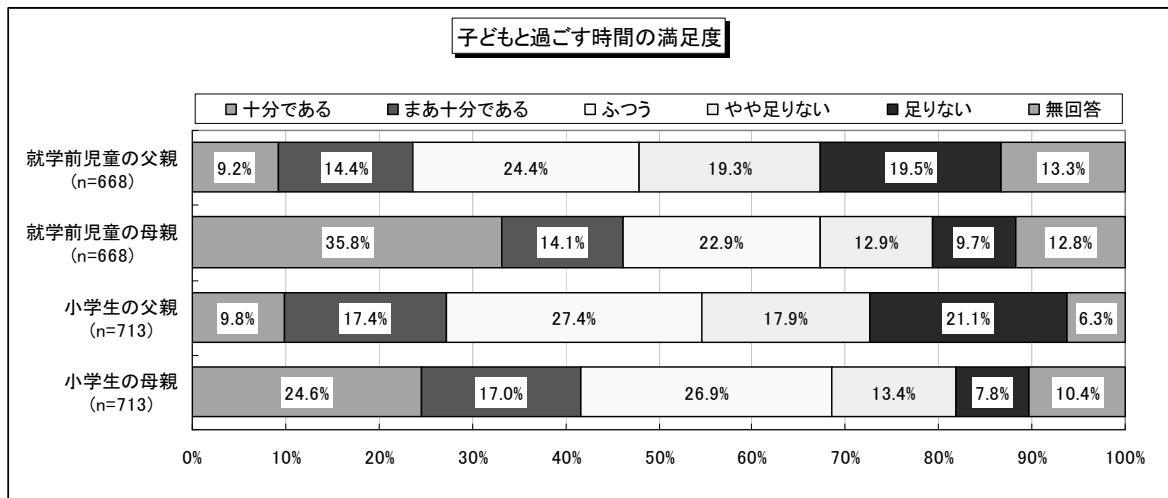
しかし、仕事と家庭生活の両立が困難な現状にあることから、出産により退職する女性が7割もいます。一方男性は、長時間労働や「育児は女性の仕事」という性別役割分担意識などにより、育児参加がなかなか進まない現状にあります。

市民ニーズ調査の結果を見ても、男女とも希望する働き方ができない状態にあり、特に男性においては、約4割が子どもと過ごす時間が足りないと感じています。

男女がともに子育てをしながら働きやすい環境をつくるために、国や県、企業など関係機関と連携して取り組みを進めます。

《「仕事時間」と「生活時間」について（市民ニーズ調査より）》





取り組み	内容	現状	目標	担当課
育児・介護休業者生活資金利子補給	育児休業中の勤労者の生活の安定を図り、育児休業制度の利用促進を図るため、県育児・介護休業者生活資金貸付金利用者へその利子の補給を行います。	継続	継続	商工課
次世代育成支援対策推進法等の広報・啓発	国や県、関係機関と連携し、次世代育成支援対策推進法や男女雇用機会均等法の啓発に努めます。	継続	継続	商工課
公共職業安定所等との十分な連携による、就業支援の実施	会津若松公共職業安定所内のマザーズコーナーとの連携により、女性の一層きめ細かな就業支援に努めます。	継続	継続	商工課
仕事と生活の調和の実現に向けた広報・啓発	国や県、関係機関と連携し、育児休業制度、育児・介護休業者生活資金利子補給、再就職の支援・再雇用及び労働時間短縮の促進の啓発に努めます。	継続	継続	商工課
研修やコンサルタント・アドバイザーの派遣	県のアドバイザー制度や関係機関が行うセミナー等の周知・PRを行うなど、県や関係機関との連携を図りながら制度の活用を促進します。	継続	継続	商工課
次世代育成支援対策に取り組む企業や民間団体の事例情報の収集、提供等	各種の推進企業認証制度や表彰制度を設けている国・県との連携を図ることで、制度の周知や認証企業・表彰企業の情報を提供するなど、取組み企業の周知を図るとともに、未実施の企業に対する取り組みへの啓発に努めます。	継続	継続	商工課

取り組み	内容	現状	目標	担当課
認証マーク(くるみん)の周知、取り組み企業の社会的評価の促進	国との情報連携により、認定を受けた企業が使用できる「くるみんマーク」を、企業はもとより住民の方々に周知し、企業の更なる取り組みを促進します。	継続	継続	商工課

(2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

仕事と子育ての両立のために、多様な働き方に対応した子育て支援を展開します。

取り組み	内容	現状	目標	担当課
(再掲) 通常保育	保護者の労働や疾病などにより保育に欠ける児童に対し、保育所において保育を行います。	2,048 人	2,270 人	児童家庭課
(再掲) 延長保育	就労形態の多様化や通勤時間など、保護者の就労形態に応じた保育時間の延長に対する需要に対応するため、通常の保育時間（11 時間）を延長し、保育を行います。	18 か所	18 か所	児童家庭課
(再掲) 一時保育 (一時預かり)	冠婚葬祭、保護者の傷病、入院などにより、緊急・一時的に保育を必要とする児童を保育所において保育を行います。	12 か所	12 か所	児童家庭課
(再掲) 休日保育	日曜・休日の保護者の勤務などによる保育ニーズへの対応を図るため、日曜・休日において保育を行います。	1 か所	1 か所	児童家庭課
(再掲) 乳児保育	就労形態の変化や女性の就労の増加に対応するため、生後 3 か月（中央保育所においては生後 8 週）から保育を行います。	18 か所	18 か所	児童家庭課
(再掲) 特定保育	親の就労形態の多様化に伴う子どもの保育需要の変化に対応するため、週2～3日程度、または午前か午後のみ必要に応じて保育所において保育を行います。	4 か所	4 か所	児童家庭課
(再掲) 病後児保育事業 (乳幼児健康支援一時預かり事業)	病気回復期のため集団保育が困難で、日中保護者が家庭で保育することができない児童を、病院に付設された専用スペースにおいて一時的に預かり、保育を行います。	1 か所	1 か所	児童家庭課

取り組み	内容	現状	目標	担当課
(再掲) 認定こども園	幼児教育・保育や子育て支援の機能を総合的に提供し、潜在的な待機児童の解消や適切な規模の子ども集団を保ち、子どもの育ちの場を確保し、質の高い幼児教育・保育の充実を図ります。	継続	拡大	児童家庭課
(再掲) 幼稚園預かり保育推進事業	就業する保護者などからの、保育時間延長のニーズに対応するため、幼稚園において預かり保育を推進します。	継続	継続	学校教育課
(再掲) 児童健全育成事業	保護者が扈間家庭にいない小学校低学年児童を対象に、授業の終了後に児童館などを利用して、放課後児童指導員を配置し、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。	17か所	24か所	児童家庭課
(再掲) ファミリー・サポート・センター事業	子育ての支援を受けることを希望する人と援助を行なうことを希望する人の連絡や調整等を行う民間の子育て相互援助活動に対し、さらに多様なニーズに応じた活動を行うことができるよう支援の充実を図ります。	利用者数 1,304人	1,800人	児童家庭課

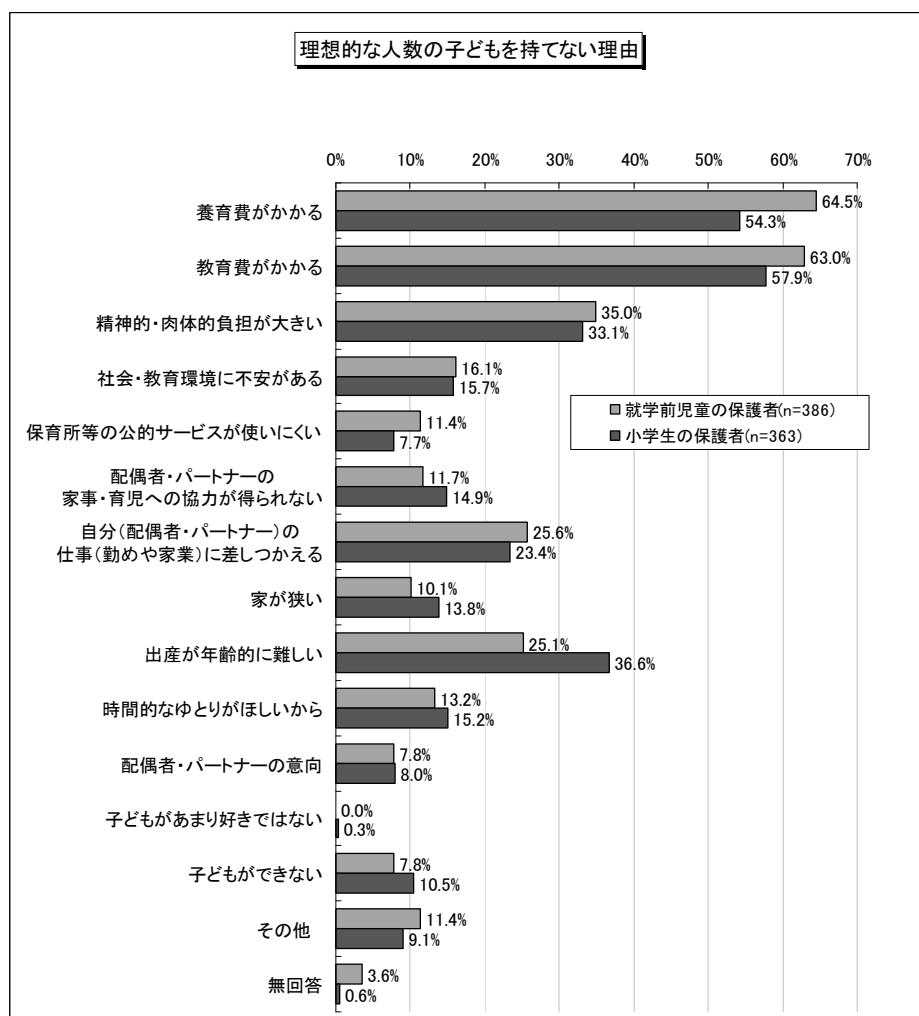
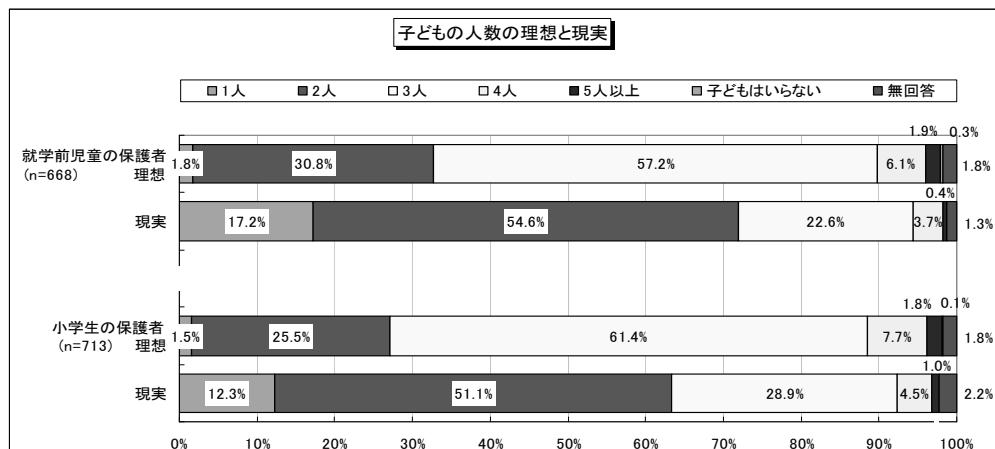


基本施策5 子育て家庭への経済的支援

(1) 教育費や養育費などにかかる支援の充実

ニーズ調査の結果を見ると、保護者の約6割が、理想的な人数の子どもを持てない理由に、子どもの養育費や教育費をあげています。

保護者の経済的な負担の軽減を図るために、様々な経済的支援を行います。



取り組み	内容	現状	目標	担当課
子ども手当	子育ての経済的負担を軽減し、安心して出産し、子どもが育てられる社会をつくるため、子ども手当を支給します。	継続	継続	児童家庭課
乳幼児医療費助成事業	乳幼児の健康の保持・増進を図るため、小学校就学前の児童を対象に医療費の助成を行っており、今後、制度の充実について検討していきます。	継続	継続	児童家庭課
保育事業検討委員会の開催	保育事業の実施に関する事項について調査審議するため、保育事業検討委員会を開催し、適正な保育料の設定に努めます。	継続	継続	児童家庭課
認可保育所保育料の減免	認可保育所在園児の兄弟が市内私立幼稚園を利用している場合、また、伝染性疾患により保育所を6日間以上休園した場合に保育料を減免します。	継続	継続	児童家庭課
認可保育所保育料の階層区分変更の特例	認可保育所の保育料は、原則として前年分の所得税額等により算定を行うが、疾病・転職等により前年と比較し、その世帯の収入が著しく減少し非課税相当世帯と認められる場合、保護者の負担軽減のため、特例措置として保育料を非課税相当世帯の階層に再算定します。	継続	継続	児童家庭課
こどもクラブ利用料の減免	こどもクラブの利用にあたり、当該年度の市町村民税が非課税の世帯について利用料を減免します。	継続	継続	児童家庭課
幼稚園就園奨励費補助事業	幼稚園在園の保護者に対して、経済的負担の軽減を図り、幼稚園への就園率を向上させるために、保護者の所得に応じた補助を行います。	継続	継続	学校教育課
奨学資金給与	能力を有しながら、経済的理由により修学が困難な場合で、国、県、他の団体より同種の奨学資金の貸与・給与を受けていない高等学校または高等専門学校に在学しているものを対象に奨学資金を給与します。	継続	継続	教育総務課
私立学校運営費補助事業	私立学校及び幼稚園の教育環境の向上と、経営支援を図り、さらには保護者負担の軽減を図るため、私立学校及び幼稚園に補助を行います。	継続	継続	学校教育課
遠距離通学助成	遠距離通学児童・生徒の保護者に対し、バス・列車の乗車券や補助金を交付します。	継続	継続	教育総務課

基本施策 6 援助を必要とする子どもや家庭への支援

(1) 子どもの虐待防止の強化

近年の子どもや家庭をめぐる問題は複雑化・多様化しています。児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応を図るため、さらに、関係機関の連携を進めるとともに、支援体制を強化し、問題を抱えた家庭に対する支援を行います。

取り組み	内容	現状	目標	担当課
児童虐待防止ネットワーク事業	<p>児童虐待から子どもを守るため、各関係機関の連携を強化し、相互に情報を共有し、児童虐待に対して実効性のある対応をします。</p> <p>さらに要保護児童対策地域協議会へ移行し、関係機関・団体の連携・協力と事務局機能の強化に努めるとともに、未然防止のための啓発活動やネットワーク構成員の研修なども継続します。</p>	継続	拡大	児童家庭課
養育支援訪問事業	<p>児童虐待の未然防止のため、乳児家庭全戸訪問事業等を通じて、養育支援を必要とする家庭を早期に把握するとともに、養育支援が特に必要と判断した家庭に対し、保健師、助産師、保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行います。</p>	未実施	実施	児童家庭課

(2) ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭や父母のいない児童の家庭の負担を軽減し、安心して子育てができるよう支援を行います。

取り組み	内容	現状	目標	担当課
女性福祉相談	母子家庭等からの様々な相談に対し、女性相談員が助言・指導・情報提供を行います。	継続	継続	児童家庭課
児童扶養手当	離婚等により父または母と生計を同じくしていない児童を養育している母または父、もしくはこれらの父または母に代わって養育している人に対して手当を支給し、生活の安定と自立の促進を通じて児童の健全育成を図ります。	継続	継続	児童家庭課

取り組み	内容	現状	目標	担当課
ひとり親家庭 医療費助成事 業	ひとり親家庭および父母のいない児童の健康と福 祉の増進を図るために、対象となる児童が18歳（高 等学校などに就学している場合は、18歳に到達し た後の最初の3月31日）まで、医療費の助成を行 います。	継続	継続	児童家庭課
就学遺児激励 金	「こどもの日」を記念し、5月5日現在父母また はそのいずれかが死亡している小・中学校の第1学 年に在学する児童を養育している人に対して、児童 が健やかに成長し、勉学の励みとなるよう激励金を 支給します。	継続	継続	児童家庭課
すこやか図書 券等贈呈	父母またはそのいずれかが死亡した小・中学校に 在学する児童を養育している人に対して、児童の健 全な育成を図るために、学習用図書や文房具の購入費 用として図書券または文具券を贈呈します。	継続	継続	児童家庭課
母子・寡婦福祉 資金貸付事業の 受付	母子家庭および寡婦で生活費や就学等の費用の貸 付を必要とする人に対し、母子寡婦福祉資金（県実 施）の啓発・相談・申請受付を行います。	継続	継続	児童家庭課
認可保育所の 利用に関する 支援	認可保育所の入所調整において、ひとり親家庭の 児童が入所し易くなるよう配慮するとともに、特定 の階層の場合に保育料の一部または全額を減免しま す。	継続	継続	児童家庭課
こどもクラブ 利用に関する 支援	こどもクラブの入所にあたり、ひとり親家庭の児 童が入所し易くなるよう配慮するとともに、利用料 を減免します。	継続	継続	児童家庭課

(3) 障がいのある子どもや家庭への支援

障がいのある子どもが健やかに育ち、安心して生活するために、子ども一人ひとりのニーズに応じた支援を行います。

取り組み	内容	現状	目標	担当課
障がい者地域自立支援協議会	障がい福祉サービス事業者、雇用、教育、医療機関等、地域生活全般に関係する機関が参加する協議会により、障がい者が地域で自立した生活を営むことができるような仕組みづくりや障がい者計画・障がい福祉計画の進行管理を行います。 ※障がい者計画で5つの重点施策を定め、児童分野は「早期発見・早期療育の仕組みづくり」について、療育支援部会で検討を行います。	継続	継続	社会福祉課
障がい者総合相談窓口	障がいのある児童や障がいのある方、またその家族等の地域生活に関する様々な相談に応じて、情報の提供や相談・助言等の支援を行い、その人が地域で自分らしく、自立した生活を送ることができるよう援助します。相談を受けた場合は必要に応じて発達障がい者支援センターを含む医療・保健・福祉・教育・就労等の各機関と連携し、ライフステージに応じた適切な支援が行えるよう関係機関との調整を図ります。	相談延べ （H23） 人数 762人	1,692人	社会福祉課
心身障がい児就学指導委員会	心身に障がいを持つ児童生徒の適切な就学先を判断し、特別支援教育の推進を図ります。	答申件数/ 諮詢件数 100%	100%	学校教育課
障がい児保育	障がい児の心身の発達を図るため、保育に欠ける心身に障がいのある子どもが、集団保育が可能な場合に、保育所において保育を行います。	継続	継続	児童家庭課
認可保育所保育料の減免	障がい児（者）のいる世帯の認可保育所利用の際、前年度所得税等で算定される保育料が、特定階層の場合に保育料の一部または全額を減免します。	継続	継続	児童家庭課

取り組み	内容	現状	目標	担当課
こどもクラブ利用に関する支援	保護者が居間家庭にいない小学校低学年児童を対象としたこどもクラブにおいて、障がいをもつ児童についても、集団保育が可能な場合は保育を行います。	継続	継続	児童家庭課
児童デイサービス	発達に遅れのある児童や障がいのある児童に対し、日常生活における基本動作や集団生活への適応等の訓練を行います。	実利用者数 95人	(H23) 105人	社会福祉課
居宅介護	自宅において入浴、排泄、食事の介助等のホームヘルプサービスを行います。	実利用者数 9人	(H23) 16人	社会福祉課
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な方に、行動するときの危険を回避する援助や外出時の移動の補助を行います。	実利用者数 3人	(H23) 7人	社会福祉課
短期入所	在宅で障がいのある児童を介護する家族が病気などの理由により一時的に介護できなくなる場合、短期間施設において介護を行います。	実利用者数 8人	(H23) 10人	社会福祉課
ガイドヘルパー派遣事業	屋外での移動が困難な障がいのある児童に対し、外出のための支援を行います。	実利用者数 19人	(H23) 38人	社会福祉課
タイムケア事業	在宅の障がい児（者）を養育する家庭の負担軽減を図るため、その障がい児（者）を一時的に預かります。	実利用者数 41人	(H23) 48人	社会福祉課
特別児童扶養手当	身体または精神に障がいのある 20 歳未満の児童を監護または養育している人に対して支給します。	継続	継続	社会福祉課
障がい児福祉手当	身体または精神に重度の障がいがあるために、日常生活において常時の介護を必要とする 20 歳未満の児童（施設などの入所者を除く）に支給します。	継続	継続	社会福祉課

基本目標Ⅲ 子どもがいきいきと育つまち

基本施策 1 次代の親の育成

（1）幼児とふれあう機会の提供

少子化の進行により、子どもとふれあう機会が少ないまま親となる人が増えてきています。思春期の頃から赤ちゃんとふれあい、子育てを体験することにより、生命の尊さや子育てを楽しいと思う気持ちを高めていくための取り組みを行います。

取り組み	内容	現状	目標	担当課
乳幼児とふれあう機会の提供	中学・高校生の職場体験・インターンシップ・ボランティアなどの受け入れを行う中で、赤ちゃんや幼い子どもとふれ合う機会や経験の場を提供し、次代の親の育成を図ります。 また、子育て中の親との交流を行い、自分の成長した過程を振り返り、生命の尊さについて考えることができるよう取り組みます。	継続	継続	児童家庭課 健康増進課

（2）思春期における健康教育の推進

近年、十代における人工妊娠中絶や性感染症の増加が問題になっています。

自分の体や命を大切にすることや、性についての正しい知識を身につけることができるよう、学校や医療機関、会津保健福祉事務所などと連携を図ります。

また、子ども達の健全育成のため薬物乱用の防止の取り組みを進めます。

取り組み	内容	現状	目標	担当課
性教育の充実	各学校での性に関する指導の充実を図り、「性教育実践事例集」を作成し、公開します。	継続	継続	学校教育課
薬物乱用防止教育の充実	各学校で実情、発達段階に応じた薬物乱用防止教育を実施します。特に、中学校においては、外部講師等を活用した年1回以上の薬物乱用防止教室を実施します。	継続	継続	学校教育課

基本施策2 心豊かな子どもを育む活動の充実

(1) 子どもに関する情報の充実

子どもの体験活動や子育てなどに関する情報の提供を行うとともに、教育に関する情報の総合窓口である「教育用ポータルサイト」を開設し、子どもに関する情報の充実を図ります。

取り組み	内容	現状	目標	担当課
子ども向けイベント等の情報提供	子どもの地域体験活動に関する情報や子育ての情報をお届けします。	継続	継続	生涯学習課
教育用ポータルサイト設置事業	開かれた学校づくりと児童生徒の安全・安心な生活を守るために、学校と保護者、地域の方々との情報の共有を図ります。今後も迅速、正確な情報の提供に努めます。	継続	継続	学校教育課

(2) 心豊かな子どもを育む体験活動等の実施

異年齢児・世代間交流や自然の中での体験活動など様々な活動を通して、心豊かな子どもを育てます。

取り組み	内容	現状	目標	担当課
保育所地域活動事業	世代間交流事業、異年齢児交流事業をはじめとして、地域の需要に応じた幅広い活動を推進します。	継続	継続	児童家庭課
指導児講習会	会津若松市子ども会育成会連絡協議会との共催で、地域子ども会会員を対象に子ども会のあゆみ、あり方、集いの持ち方などを、集まった仲間たちとの班活動を中心に習得し、地域子ども会活動をより充実したものとする目的で開催します。	継続	継続	生涯学習課
ジュニアリーダー養成講習会	会津若松市子ども会育成会連絡協議会との共催で、指導児講習会を修了した小中学生を対象に、21世紀を担う少年少女が子ども会活動をより充実したものにできるよう、その技法と理論などについて実践をとおして習得することにより、ジュニアリーダーの養成および確保を目的に開催します。	継続	継続	生涯学習課

取り組み	内容	現状	目標	担当課
あいづわくわく学園グループ学習（小学校との交流会）	市主催の高齢者大学校である「あいづわくわく学園」において、伝承遊び・レクリエーションや給食をともに食べ、小学生との交流を実施、継続していきます。	実施回数 1回	1回	高齢福祉課
市民と共に森整備	自然環境の中で森林レクリエーションや体験学習などの活動を行い、これらを通して森林の働きや必要性について、一般市民の意識向上を推進するため、活動の基盤となる各種の施設整備により利便性の向上を図ります。ソフト面の事業については、国土緑化会津若松市推進委員会の協力を得て、「森林エコ・カル子供クラブ」、「自然観察会」、「林業体験会」などを実施します。	継続	継続	農林課
緑の少年団の育成	緑とのふれあいを通し、「緑を愛し、守り、育てる心」を養うことを目的に、国土緑化会津若松市推進委員会において、謹教・大戸・東山・川南小学校の緑の少年団活動を支援します。緑化推進活動として「緑の募金（街頭募金）」、秋の「植樹祭」への参加を要請し、緑豊かな環境の推進に努めます。	継続	継続	農林課
農業体験の実施	グリーンツーリズム事業や各学校での体験授業と連携し、各種農作物など地域が有する資源を活用した農業体験の受入れにより、農業・食料の大切さを理解してもらえるよう食農教育の推進に努めます。	継続	拡大	農政課
放課後子ども教室の実施	放課後や週末に学校や公民館などの公共施設等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流等の取り組みを実施し、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。	継続	継続	生涯学習課

取り組み	内容	現状	目標	担当課
社会体育事業 (各種市民大会の実施)	子どもが積極的にスポーツに取り組める環境の整備、体力の維持向上などを目的に「市民水泳大会」「会津若松市鶴ヶ城健康マラソン大会」「市民スキー大会」等の各種市民大会を実施します。	参加者数 7,985 人	11,100 人	スポーツ振興室
子ども環境教室	次世代を担う子どもたちを対象に、新エネルギーの普及による地球温暖化の防止や、資源の有効活用、環境負荷の低減など、環境保全意識の啓発を図ることを目的に、環境教室を実施します。	環境教室への参加 者数 75 人	200 人	環境生活課
こどもエコクラブ	環境省の主催で、幼児から高校生を対象とした環境活動を自主的に行うクラブで、クラブメンバーと全国事務局との間にたち、登録受付、ニュースレターなどの配布、認定証交付等を行います。クラブ参加の呼びかけや各クラブが地域に根ざした活動ができるように支援します。	参加者数 348 人	350 人	環境生活課
芸術文化鑑賞促進事業	市内の小学生を対象に、中央の優れた芸術・文化を鑑賞する機会を提供することにより、次代を担う子どもたちの芸術文化に関する意識を育み、情操豊かな人間形成の一助とするため実施します。	参加児童 数 200 人	200 人	文化課
伝統文化子ども体験教室	今後の文化を担う子どもたちに、普段の生活や学校生活の中で触れる機会の少ない伝統文化を体験する場を提供し、伝統文化に対する関心と意識の高揚を図るとともに、情操豊かな人間形成の一助とするため実施します。	参加児童 数 400 人	500 人	文化課
各公民館や図書館における事業	各公民館や図書館において、さまざまな体験活動や講座を開催します。	継続	継続	会津図書館 各公民館



こどもエコクラブ イメージキャラクター「エコまる」

(3) 外国や他市との交流活動の推進

国際友好都市や姉妹都市との交流により、国際的な視点から考える力をつけ、国際的感覚を養うとともに、歴史的にゆかりの深い親善交流都市等との交流を深め、子ども同士の交流を通して青少年の健全育成を図ります。

取り組み	内容	現状	目標	担当課
友好都市交流事業	友好都市との交流を行い、国際的感覚を持った心豊かな人材の育成を図ります。	継続	継続	企画調整課
姉妹都市交流事業	姉妹都市との交流を行い、国際的感覚を持った心豊かな人材の育成を図ります。	継続	継続	企画調整課
親善交流都市等 少年少女交流 (青少年健全育成事業)	会津若松市子ども会育成会連絡協議会との共催で、小中学生をゆかりの深い親善交流都市等に派遣し、子ども同士の交流をとおして、青少年の健全育成を図ります。	継続	継続	生涯学習課

《友好都市への派遣・姉妹都市への派遣・受入件数》

友好都市への派遣：青少年友好交流訪中団派遣（中国）

単位：人

		H16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
荊州市	派遣	0	13	0	7	0	0

姉妹都市への派遣・受入：ホームステイ派遣・受入（米国）

単位：人

		H16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
リーサミット市	派遣	0	10	0	0	6	0
	受入	5	0	7	0	0	10
フェイエット市	派遣	21	18	12	0	0	—
	受入	0	14	0	0	10	—

基本施策3 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備

(1) 学校の教育環境の整備

子どもの生きる力の育成のため、学校と地域が一体となって、道徳教育や自然体験の充実を図るとともに、教育環境の整備に努めます。

取り組み	内容	現状	目標	担当課
学校評議員の設置	地域に開かれた学校づくりと学校及び地域の特色を生かした創意ある教育活動を一層推進するため、地域住民の協力による学校評議員制度を実施します。	実会議回数／目標会議回数 100%	100%	学校教育課
学校評価の実施	学校教育の向上を図るため、教育活動の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するとともに保護者等に情報を提供します。	継続	継続	学校教育課
目標管理制度	各学校において校長をはじめとした全職員が「自己目標」を設定し、管理職による指導・助言を受けてながら目標達成と自己の資質向上を図るため、全小中学校の校長、教頭との面談を行い、実績等を適正に評価します。	継続	継続	学校教育課
学校施設營繕事業	学校施設における良好な教育環境を維持するため、適切な施設の管理を実施します。	継続	継続	教育総務課
小中学校施設耐震化推進事業	子どもたちが一日の大半を過ごす学習・生活の場、またスポーツ活動をはじめとする地域コミュニティの拠点、さらには地震等の非常災害時における避難所等となる小中学校施設について、計画的な耐震化を推進します。	耐震化率 59.8%	(H28) 87.2%	教育総務課
スクールボランティアティーチャー派遣事業	長期休業中に学習会を開催し、個別指導の充実を図る目的等で外部人材の支援を希望する学校に対して、「スクールボランティアティーチャー」の募集を行い、希望者に対して委嘱を行い、当該校に派遣します。	継続	継続	学校教育課
学校教育指導委員会の設置	全市的な児童生徒の学力向上を図るため、各校教員から代表1名の委員を任命し、3部会（小学校部会、中学校部会、学校・家庭連携部会）に分かれて学力向上等の調査・研究を行い、成果を公表します。	会議開催数 9回	10回	学校教育課

取り組み	内容	現状	目標	担当課
総合的な学習支援事業	「生きる力」を育てる総合的な学習の時間について各校が計画書を提出し、市中小学校教育研究会に奨励金を交付して様々な体験活動を支援します。事業終了時には事業の成果の実績報告書を提出します。	継続	継続	学校教育課
森林環境学習事業	森林環境学習への取り組みにより、自然環境への意識をより高め、森林の環境を保全していくこうとする態度を養い、具体的に行動できる児童生徒の育成を図ります。	継続	H22 終了	学校教育課
情報モラル教育の推進	国などのパンフレットを配付し携帯電話のフィルタリング利用や有害性について各家庭に啓発します。各校では児童生徒の実態に合わせて計画を作成し、情報モラル教育を推進します。なお、携帯電話の学校への持込みについては原則禁止としています。	継続	継続	学校教育課
スクールバス	一部の地域の学校についてはスクールバスを逐年、または冬期間運行します。	継続	継続	教育総務課
子どもの体力向上指導者養成研修の実施	国、県の研修を受講した教員を講師とした体育実技研修を県との共催で実施（隔年参加可）し、普及を図り、児童生徒の体力向上の指導に役立てます。	継続	継続	学校教育課

（2）保育所・幼稚園と小学校間の連携の推進

子どもの発達や学びの連続性を確保するために、「会津若松市幼児教育振興プログラム」により、保育所・幼稚園と小学校間の連携の推進を図ります。

取り組み	内容	現状	目標	担当課
「幼児教育振興プログラム」進行管理	平成20年度に「会津若松市幼児教育振興プログラム」を策定したことにより、これからの中の幼児教育の方向性を示し、このプログラムの具現化を図るために進行管理を行います。	継続	継続	学校教育課

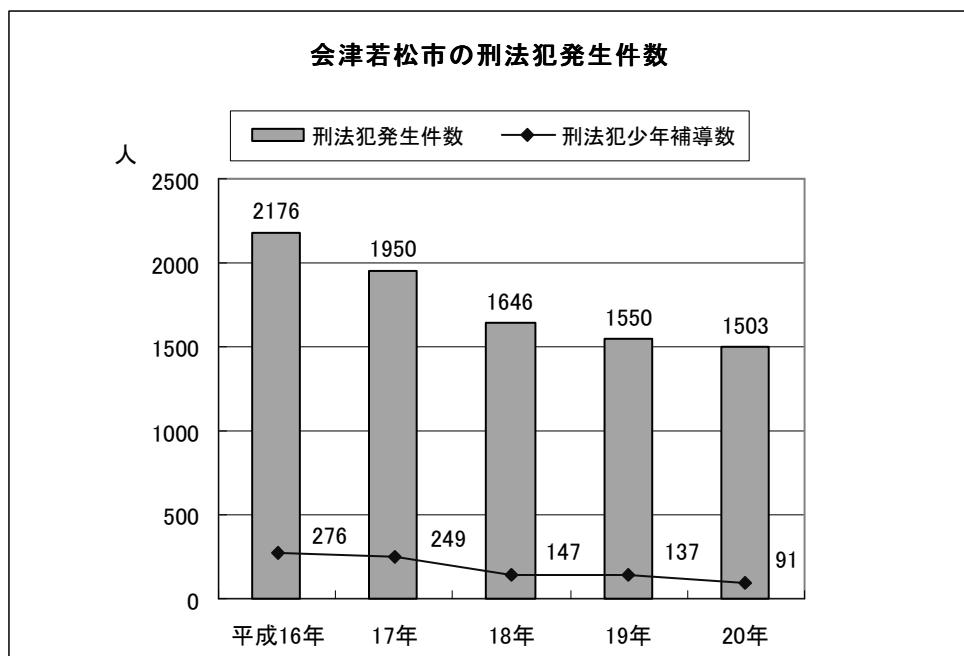
基本施策4 子どもの安全の確保

(1) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

最近では、子どもを標的にした犯罪が増加しており、携帯電話やインターネットの普及に伴う出会い系サイトなどによる性犯罪も多発しています。子どもは自分で自分の身を守ることが難しいため、より多くの人の目により子どもを犯罪の被害から守る必要があることから、家庭、学校、地域の連携による青少年の健全育成と少年非行の防止に努めます。

取り組み	内容	現状	目標	担当課
少年センター事業	少年センター補導員による街頭補導活動等を実施します。	継続	継続	生涯学習課
会津若松地区小・中生徒指導協議会	会津若松地区生徒指導協議会において、小・中学校の生徒指導に関する協議を行うとともに、関係機関の指導助言をいただいている。	継続	継続	学校教育課
夜間巡回協力員事業	各学校の危険箇所等を夜間・週末に安全巡視員が巡回し、安全確保と巡回指導にあたります。	継続	継続	学校教育課
青少年問題協議会	青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ります。	継続	継続	生涯学習課
各学校における防犯教室	小中学校において、不審者侵入や不審者からの声かけ等に対応する避難訓練や防犯教室を実施します。	継続	継続	学校教育課
防犯メール配信事業	声かけ事件や児童生徒に関する事件が発生した場合、携帯電話にメールで情報を配信し、情報の共有化を図るとともに、事件の拡大防止を図ります。	継続	継続	学校教育課
ひなんのくるま推進事業	公用車両等に「ひなんのくるま」のステッカーを貼り、不審者への抑止効果をねらうとともに、地域における児童の安全確保を図ります。	継続	継続	学校教育課
避難の家推進事業	地域住民に、子どもが危険に遭遇し救援を求める際に保護にあたる「避難の家」に登録してもらうことにより、地域における児童の安全確保を図ります。	継続	継続	学校教育課

取り組み	内容	現状	目標	担当課
防犯推進事業	犯罪を未然に防ぎ、地域における安全と安心を守るため関係機関と連携して活動する会津若松地区防犯協会連合会に負担金を交付し、活動を支援します。	継続	継続	防災安全課
暴力追放会津若松市民会議事業	市民の暴力追放意識の高揚及び暴力追放活動の推進を図ります。	継続	継続	防災安全課
防犯灯設置等事業	夜間における犯罪防止を推進するため、町内会で設置する防犯灯について、設置の工事費及び維持管理費（電気料金）の一部を補助します。また、町内会に含まれない通学路等に公設防犯灯を設置します。	継続	継続	防災安全課



子どもの意見

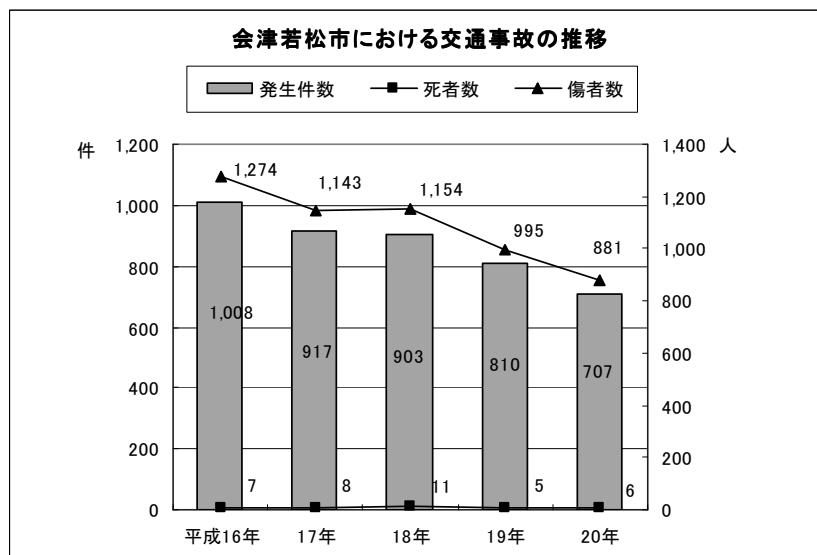
- 児童館の帰りに暗いところがあるので、こわいです。
- おとなは、子どもの前でお酒を飲んだり、タバコをすわないでください。



(2) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

親子が、安心して外出できる交通環境づくりのために、市民一人ひとりの交通ルールの遵守、交通マナーの向上のための取り組みを行います。

取り組み	内容	現状	目標	担当課
交通安全推進事業	<p>会津若松市交通対策協議会に負担金を交付し、交通安全市民大会や交通安全パレードを開催し、交通関係団体が連携を図り、交通安全意識の高揚により交通安全を推進します。</p> <p>また、会津若松市交通安全母の会に補助金を交付し、「交通安全は家庭から」を合言葉に、子どもを交通事故から守るため、チャイルドシートの着用を含めた交通安全啓発活動や研修会を開催し、交通安全を推進します。</p> <p>さらに、会津若松地区交通安全協会に補助金を交付し、チャイルドシートの貸出や子ども自転車大会等の活動を支援し、交通安全を推進します。</p>	継続	継続	防災安全課
交通教育専門員事業	児童生徒の交通安全を確保するため、通学路において交通安全指導を行います。また、保育園・幼稚園・小学校等の交通安全教室で講師となり、交通安全教育を推進します。	継続	継続	防災安全課
学校安全ボランティア活動支援事業	子ども達の通学の安全確保のために協力している地域の学校安全ボランティアに、活動のための消耗品の支援を行います。	継続	継続	学校教育課



基本施策5 子どもの悩みに対応する相談支援体制の充実

(1) 子どもの悩みに対する相談の充実

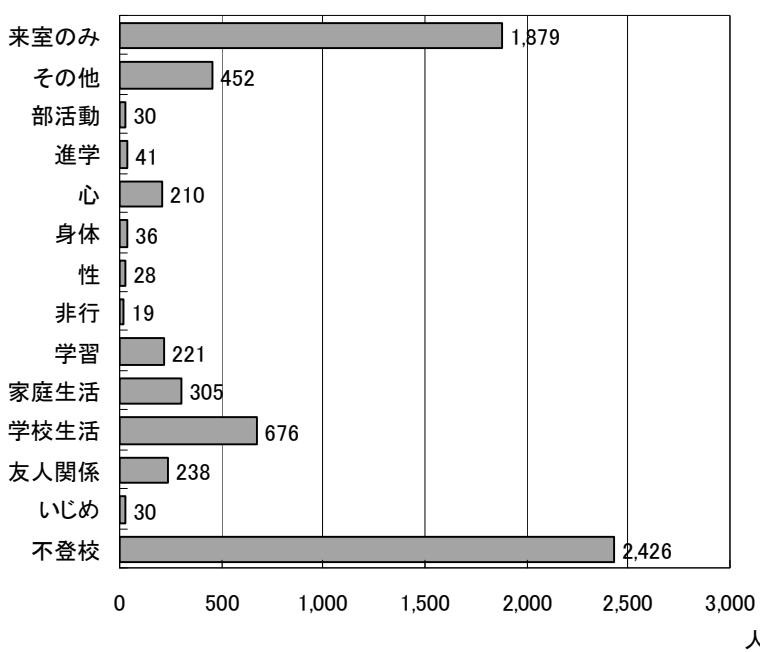
青少年の非行問題などに対処するため、相談員による電話相談での適切な指導助言を行うことで青少年の非行などを未然に防止し、青少年の健全育成を図ります。

また、不登校、いじめ、非行などの問題行動に、早期に対応するため、専門的な知識や経験を有する人材を小中学校へ配置・派遣します。

さらに、適応指導教室などで、不登校児童生徒への個別支援を行い、社会性や自立性を養うことで学校復帰を図ります。

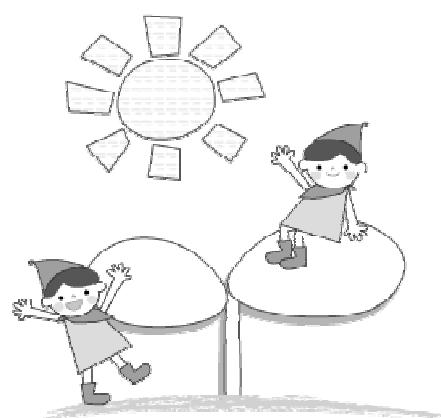
取り組み	内容	現状	目標	担当課
ヤングガイドティレホン相談（少年センター運営費）	電話により青少年の悩みごとや、親および関係者の相談に応じ、適切な指導および助言を行います。	継続	継続	生涯学習課
スクールカウンセラー・心の教室相談員活用事業	スクールカウンセラー及び心の教室相談員の小中学校への配置、派遣により問題行動の早期発見、未然防止を図ります。	相談件数 3,000 件	3,000 件	学校教育課
適応指導・教育相談事業	適応指導教室の運営や教育相談を基に、問題のある児童生徒に対する相談・支援を行い、問題行動の早期発見、未然防止を図ります。	教育相談 件数 1,100 件	1,200 件	学校教育課

平成20年度教育相談状況
(スクールカウンセラー・心の教室・適応指導教室を含む)



第4章

計画の推進



次代の担い手である子どもの育成支援のために、子どもを産みやすい、育てやすい、さらには親自身もそして子ども自身も育ちやすい環境をつくるためのまちづくりを目指すため、行政だけでなく、家庭、地域、企業が一体となって社会全体で取り組んでいくことが必要です。

1 計画の実現に向けた各主体の役割

（1）家庭の役割

家庭は、子どもが育つ上で最も基本となる場です。男女が協力して子育てに関わり、子どもの基本的生活習慣と社会性を育むことが重要です。

また、一人ひとりが仕事と生活の調和の在り方を考え、子育て期には、社会的な支援を受けながら仕事と子育てを両立することが必要です。

（2）地域社会の役割

子どもは家庭だけでなく、地域の人々と関わりながら育っていくことが必要です。子どもは社会の宝であり次代の担い手であるという認識の下、地域全体で子育てを支えていくことが重要です。

（3）企業の役割

次世代育成支援対策推進法の制定により、常時雇用する労働者の数が300人（平成23年4月1日以降は、100人）を超える事業主に、「一般事業主行動計画」の策定が義務付けられ、それ以下の事業主については計画の策定に努めることとされました。

少子化の進行は、将来の就業人口の減少であるとともに、消費者人口の減少でもあり、企業にとっても大きな問題であることから積極的な取り組みを期待します。

また、子育てしながら働きやすい雇用環境の整備に取り組むことは、企業イメージの向上や優秀な人材の確保に結びつきます。

（4）行政の役割

国や県との連携を図りながら、家庭、地域、企業と一体となった子育て支援を行い、子育てがしやすいまちづくりを目指します。

2 今後の推進にあたって

(1) 計画の推進体制

①府内の推進体制

健康福祉部企画副参事及び関係課長で構成する「会津若松市次世代育成支援行動計画検討会議」において、府内の連携を図り計画を推進します。

②市民や関係機関との連携

「会津若松市次世代育成支援対策地域協議会」において、児童福祉の関係者や学識経験者、事業主、労働者の代表、その他の関係者の意見を幅広く聴取し、施策に反映させます。

また、市民の多様なニーズの把握に努め、本計画の主人公である子どもの声を大切にしながら、市民団体や市民との協働により計画を推進します。

(2) 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、毎年その進捗状況の把握に努めるとともに、その結果を公表し、その点検を継続的に行っていきます。

なお、国の制度改正等により、本計画の実施や推進に予定していない事業の創設又は、掲載事業の実施に支障を生じることもありますので、毎年の進行管理の中で対応していくものとします。

3 計画の評価指標

利用者の視点に立った点検・評価を行うために、下記のとおり計画全体及び基本目標ごとの評価指標を設定します。

	指 標	現状	H26目標
全 体	子育てに負担感や不安感を感じる保護者の割合（ニーズ調査より）	就学前 43.6% 小学生 41.0%	就学前 40% 小学生 40%
	希望する子どもの数を持てないと考える保護者の割合（ニーズ調査より）	就学前 55.8% 小学生 57.5%	就学前 50% 小学生 50%
	出生数	H20 1,052人	1,074人
	合計特殊出生率	H21 1.66	1.70
基本目標Ⅰ 子育てをみんなで支えるまち	子育てについて気軽に相談できる人がいる保護者の割合（ニーズ調査より）	就学前 93.1% 小学生 92.6%	就学前 95% 小学生 95%
	ファミリー・サポート・センターの認知度	就学前 68.0% 小学生 57.1%	各100%
	ファミリー・サポート・センターの利用度	就学前 2.1% 小学生 1.4%	就学前 30% 小学生 20%
	地域子育て支援センターの認知度	就学前 78.3% 小学生 67.5%	各100%
	地域子育て支援センターの利用度	就学前 28.3% 小学生 14.4%	就学前 50% 小学生 25%
	児童館の認知度	就学前 85.3% 小学生 90.0%	各100%
	児童館の利用度	就学前 14.1% 小学生 30.2%	就学前 60% 小学生 40%
基本目標Ⅱ 子どもを安心して産み・育てるができるまち	仕事時間と生活時間の希望と現実が一致している保護者の割合（ニーズ調査より）	就学前 父 31.7% 母 40.0% 小学生 父 36.2% 母 37.4%	就学前 父 35% 母 45% 小学生 父 40% 母 40%
	子どもと過ごす時間数の保護者の満足度（ニーズ調査より）	就学前 父 48.0% 母 67.3% 小学生 父 46.1% 母 66.8%	就学前 父 50% 母 70% 小学生 父 50% 母 70%
	希望する時期に希望した保育サービスを利用することができた保護者の割合（ニーズ調査より）	就学前 89.1%	就学前 100%
	認可保育所の待機児童数	H21.10.1現在 0人	0人
	こどもクラブの待機児童数	H21.10.1現在 8人	0人

	指 標	現状	H26目標
基本目標Ⅱ 子どもを安心して産み・育てることができるまち	育児に困難を感じている保護者の割合 (乳幼児健康診査票より)	37%	33%
	子どもの朝食習慣	H19 3歳児 85.7% 小6 90.2%	3歳児 100% 小6 100%
	会津若松市夜間急病センターの認知度	就学前 96.7% 小学生 96.8%	就学前 100% 小学生 100%
	休日当番医制事業の認知度	就学前 97.0% 小学生 96.9%	就学前 100% 小学生 100%
	子育て支援チラシの認知度	就学前 62.7% 小学生 62.7%	就学前 100% 小学生 100%
	市政だより・市のホームページの認知度	就学前 93.3% 小学生 93.3%	就学前 100% 小学生 100%
	家庭児童相談室の認知度	就学前 65.9% 小学生 64.2%	就学前 100% 小学生 100%
	家庭教育に関する講座の認知度	就学前 32.2% 小学生 45.6%	各100%
	家庭教育に関する講座の利用度	就学前 6.4% 小学生 7.0%	就学前 40% 小学生 40%
	特定保育の認知度	就学前 36.4%	就学前 100%
	特定保育の利用度	就学前 0.2%	就学前 0.6%
	認定こども園の認知度	就学前 63.2%	就学前 100%
	認定こども園の利用度	就学前 0.3%	就学前 1%
基本目標Ⅲ 子どもがいきいきと育つまち	学校評価において、「学校が好き」と答えた小中学生の割合（公立のみ）	90%	100%
	非行少年の少年人口比 (6~19歳、少年人口比1,000人あたり)	H20 4.0	4.0
	刑法犯発生件数（市民全体）	1,503件	1,120件
	交通事故発生件数（市民全体）	707件	620件
	教育相談室の認知度	就学前 46.9% 小学生 74.6%	各100%

※各事業の認知度及び利用度については、平成21年1月に小学生までの保護者を対象に実施したニーズ調査の結果を基に設定したものである。「現状」及び「H26目標」の欄の「就学前」は「小学校に就学前の子どもの保護者」、「小学生」は「小学生の保護者」を指す。



資 料 編

計画策定までの経過	65
会津若松市次世代育成支援対策地域協議会出席者一覧	66
会津若松市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱	67
会津若松市次世代育成支援行動計画検討会議設置要綱	68

計画策定までの経過

	開催日	内容
平成21年	1月	後期計画策定にかかるニーズ調査の実施
	6月23日	第1回次世代育成支援行動計画検討会議の開催
	7月1日	第1回次世代育成支援対策地域協議会の開催
	7月13日	第1回次世代育成支援担当者会議の開催
	7月~9月	子どもの意見聴取
	8月19日	第2回次世代育成支援担当者会議の開催
	8月20日	第2回次世代育成支援対策地域協議会の開催
	10月21日	第3回次世代育成支援担当者会議の開催
	10月27日	第3回次世代育成支援対策地域協議会の開催
	11月11日	第2回次世代育成支援行動計画検討会議の開催
平成22年	12月1日	素案決定
	2月5日~3月4日	計画素案についてパブリックコメントを実施
	2月10日	文教厚生委員会協議会にて計画素案を報告
	3月17日	第3回次世代育成支援行動計画検討会議の開催
	3月18日	第4回次世代育成支援対策地域協議会の開催
	3月23日	成案決定



会津若松市次世代育成支援対策地域協議会出席者一覧

No.	選出団体名	職名	氏名
1	公立大学法人会津大学	上級准教授	清野 正哉
2	会津大学短期大学部	准教授	利根川 智子
3	会津若松商工会議所	議員	志藤 弘明
4	会津青年会議所	理事長	坂田 敦志
5	会津若松医師会	理事	佐藤 悅
6	会津若松市民生児童委員協議会	主任児童委員 活動研究部長	松本 規子
7	会津若松市立小・中学校長協議会	河東学園小学校 校長	関本 良
8	会津若松市父母と教師の会連合会	会長	田口 直人
9	会津若松市保育所連合会	会長	間部 義俊
10	会津若松市保育所保護者会連合会	会長	平野 奈保美
11	会津若松市幼稚園協会	副会長	橋本 希義
12	会津若松市幼稚園保護者会連絡協議会	会長	湯田 洋
13	会津若松市こどもクラブ親の会連絡会	会長	藤津 明
14	会津若松市子ども会育成会連絡協議会	会長	新井田萬壽子
15	会津若松市児童福祉地域組織		川島 安紀子
16	荒館こどもクラブ親の会		笠間 あゆみ
17	川南地区主任児童委員	主任児童委員	永田 利子
18	河東学園小学校父母と教師の会	庶務	神田 和秀
19	広田保育所分園八田保育所保護者会	会長	上野 ゆかり
20	河東地区主任児童委員	主任児童委員	鶴川 邦子
21	日本労働組合総連合会福島県連合会会津若松地区連合会	事務局長	遠藤 徳雄

会津若松市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱

(平成 16 年 3 月 29 日決裁)

(平成 16 年 10 月 29 日決裁)

(平成 18 年 1 月 17 日決裁)

(平成 21 年 5 月 28 日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 21 条に基づき、次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、会津若松市次世代育成支援対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(意見交換等)

第2条 地域協議会は、次に掲げる事項について意見交換等を行うものとする。

- (1) 行動計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 行動計画に基づく措置の実施に関すること。

(出席者)

第3条 地域協議会の出席者は、原則として 21 人以内とし、次に掲げる者の中から出席を依頼する。

- (1) 児童福祉の関係者
- (2) 学識経験者
- (3) 事業主
- (4) 労働者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

2 地域協議会に会長を置くこととし、出席者の互選によってこれを定める。

(補則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、地域協議会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 18 年 1 月 20 日から施行する。

この要綱は、平成 21 年 5 月 28 日から施行する。

会津若松市次世代育成支援行動計画検討会議設置要綱

(平成 16 年 3 月 29 日決裁)

(平成 18 年 1 月 17 日決裁)

(平成 20 年 3 月 31 日決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 8 条に規定する市町村行動計画（以下「行動計画」という。）の策定及び実施に関する進行管理を行うため、会津若松市次世代育成支援行動計画検討会議（以下「検討会議」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 検討会議は、会津若松市次世代育成支援行動計画案の検討及び決定並びに進行管理を行う。

(組織)

第 3 条 検討会議は、委員 19 人以内で組織し、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 健康福祉部企画副参事
- (2) 企画調整課長
- (3) 財政課長
- (4) 防災安全課長
- (5) 社会福祉課長
- (6) 高齢福祉課長
- (7) 児童家庭課長
- (8) 健康増進課長
- (9) 商工課長
- (10) 農政課長
- (11) 農林課長
- (12) 花と緑の課長
- (13) 道路建設課長
- (14) 建築課長
- (15) 教育総務課長
- (16) 学校教育課長
- (17) 生涯学習課長
- (18) 文化課長
- (19) スポーツ振興室長

(委員長及び副委員長)

第4条 検討会議に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、健康福祉部企画副参事をもって充てる。
- 3 副委員長は、児童家庭課長をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を総理し、検討会議を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会議の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員が都合により検討会議に出席できないときは、当該委員が指名する職員を代理として出席させることができる。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 1 月 20 日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。



あいづわかまつこどもプラン（後期行動計画）
～ 安心して子どもを産み育て、子育ちを応援 ～

平成22年3月

編集・発刊 会津若松市健康福祉部児童家庭課
〒965-8601 会津若松市東栄町3番46号
TEL 0242-39-1243
FAX 0242-39-1434

ホームページ：<http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/>
e-mail : jidou@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp